古代日本の神仏信仰

北條勝貴

Shinto and Buddhism in Ancient Japan

H0J0 Katsutaka

はじめに―歴史時代的〈神〉の成立と神祭りの画一化―

●六世紀の祭祀制度改革

❸神仏習合の受容と定着❷律令神祇祭祀制の成立

4平安祭祀制の成立

おわりに―古代的神から中世的神へ―

[論文要旨]

古代日本における神社の源流は、古墳後期頃より列島の多くの地域で確認される。古代日本における神社の源流は、古墳後期頃より列島の多くの地域で確認される。古代日本における神社の源流は、古墳後期頃より列島の多くの地域で確認される。古代日本における神社の源流は、古墳後期頃より列島の多くの地域で確認される。本代日本における神社の源流は、古墳後期頃より列島の多くの地域で確認される。本代日本における神社の源流は、古墳後期頃より列島の多くの地域で確認される。本代日本における神社の源流は、古墳後期頃より列島の多くの地域で確認される。

後者の実態と少なからず乖離していた。平安期における律令制祭祀の変質、一部官社後者の実態と少なからず乖離していた。平安期における律令制祭祀の変質、一部官社の祠令、新羅の祭祀制と対比させつつ作成されたが、その〈清浄化イデオロギー〉は深いものを中心に選び出し、官の幣帛を受けるための荘厳された空間――〈官社〉と社殿を備えるいわゆる〈神社〉は、このとき、各地の祭祀スポットから王権と関係の祭班幣を典型とする律令制祭祀や、それらを管理・運営する神祇官が整備されてゆく。祭班幣を典型とする律令制祭祀や、それらを管理・運営する神祇官が整備されてゆく。祭班幣を典型とする律令制祭祀や、それらを管理・運営する神祇官が整備されてゆく。経者の職業に伴って、祈年を者の実態と少なからず乖離していた。平安期における律令制祭祀の変質、一部官社の祠令の編纂に伴って、祈年を者の書と少なからず乖離していた。平安期における律令制祭祀の変質、一部官社の資金の記録を確定する。

ど、この仏教との相関性が神祇信仰の明確化を生じた点は無視できない。 神大社などの社格の賜与は、両面の矛盾を解消する役割を期待されたものの、その名神大社などの社格の賜与は、両面の矛盾を解消する役割を期待されたものの、その清を九分に埋めることはできなかった。なお、聖武朝の国家的仏教喧伝は新たな奉祀清を充分に埋めることはできなかった。なお、聖武朝の国家的仏教喧伝は新たな奉祀清を介に埋めることはできなかった。なお、聖武朝の国家的仏教喧伝は新たな奉祀清を介に埋めることはできなかった。なお、聖武朝の国家的仏教喧伝は新たな奉祀、大田の仏教との相関性が神祇信仰の明確化を生じた点は無視できない。

平安期に入ると、律令制祭祀の本質を示す祈年祭班幣は次第に途絶し、各社奉祀の平安期に入ると、律令制祭祀の本質を示す祈年祭班幣は次第に途絶し、各社奉祀のゆくことになるのである。

はじめに―歴史時代的〈神〉の成立と神祭りの画一化

きたい。 は重要であろう。 て神社に奉祀されるようになる宗教的存在の構築過程について扱ってお に結び合わせるためにも、 ただし、批判のすれ違いがかえって各分野の思考枠組みを浮き彫りにし、 築することができず、あまり生産的な結果を生むことはできなかった。 献史学の間で交わされたこの議論は、 「神殿とは何か」 (古代神殿論争) 古代日本の神仏信仰を通史的に叙述しようとする際、 「神社とは何か」という問題をあらためて提起したこと を避けて通ることはできない。 同論争の轍を踏まず、考古学/文献史学の成果を充分 まずは古墳時代における しかし共通のプラットホームを構 考古学・建築史学・文 神 やはり、 の成立、 近 やが

三〜六世紀の祭祀体系が〈古墳〉を核に形成されていたことは間違い三〜六世紀の祭祀体系が〈古墳〉を核に形成されていたこの墳墓も、ないが、以前は喪葬と首長霊継承の関連でのみ語られていたこの墳墓も、をの時期――五世紀後半〜六世紀前半こそが、歴史時代的な〈神〉の成居館へ、あるいは特定の自然環境へと独自の祭祀空間を獲得してゆく。 中央や地域の王を立た、あるいは特定の自然環境へと独自の祭祀空間を獲得してゆく。 との時期――五世紀後半〜六世紀前半こそが、歴史時代的な〈神〉の成との時期――五世紀後半〜六世紀前半こそが、歴史時代的な〈神〉の成との時期――五世紀後半〜六世紀前半こそが、歴史時代的な〈神〉の成との時期といえよう。

天空や地下、 地の禁足地化が進むことなどもこの点と関連していよう。 日光をもたらす天、 弥生時代には、 巨大な墳丘の築造によって自然 **/鹿の図像が多く描かれた。** 奥山や海の彼方といった、 稲作農耕が生業の中心に置かれることによって、 恵みを育む大地への信仰が強まり、 青銅器が丘陵へ埋納されること、 (平地) の克服が表象される一方、 日常生活と隔絶した自然領域が それぞれを象徴 古墳時代にな 雨と 高

> れる。 うな、 想されて そのものであり、 た。④ 中 関わりを生じるに至った。例えば天白磐座遺跡は、 あ₂ 進展のなかで生まれてきたといえよう。 変わりはない。 沖 0) 代 奈良県三輪山々麓に位置する纒向、 割 流 ことは、必然的に、主宰者たる在地豪族の耕地開発・周辺支配と密接な 形態であったことが窺える。 重県宝塚一号墳、 良県阪原坂戸遺跡・大柳生宮ノ前遺跡・南紀寺遺跡などが代表的遺構で 点祭祀〉、浄化した水を祭場に引いて行う〈導水祭祀〉 に注目されているのが水辺の祭祀で、 者を導く鳥や船の様子が描かれ、 神聖化され、 ノ島祭祀なども、 開発に伴って進行することが確認されているし、 一の神社に結びつく祭祀遺構が次々と出現している。 葉の長期にわたり、 れ込む水分の丘陵上に巨岩が林立する祭場で、 地域支配の根拠でもあったのだろう。(5) 辰巳和弘氏の指摘するように、 後者は、奈良県南郷大東遺跡、 自然信仰の祭祀場が出現してくるのである。 造出しや周濠の島状遺構にそのジオラマを配する古墳もあり 前者は、三重県城之越遺跡・六大A遺跡、 ていった。このようななかで、 神霊の帰す他界へと設定され始める。 列島の神の古典的な姿は、 奈良県巣山古墳など)、 それに対して豊穣を祈願することこそ首長の権利= 海洋における人間活動の拡大を保証してきたことに 地域首長による磐座祭祀、 また、 後の黄泉国神話に繋がる地下冥界も構 群馬県三ツ寺Ⅰ遺跡・北谷遺跡、 布留遺跡など、 耕地に注ぐ湧水は土地のエネルギー 地域を潤す水を奉祀対象に据える 井泉などを祭場に加工した 歴史時代の神社信仰に直結するよ 当時の社会で盛行を極めた祭祀 福岡県沖ノ島、 人間活動の拡大、 静岡県天白磐座遺跡な 神社祭祀が行わ 四世紀後半~一三世紀 そのうち、 同時期には、 神宮寺川が井伊谷に 古墳の壁画には、 一見開発と無関係な 山地の聖域化は麓 の二種に大別さ 福島県建鉾山、 環境開発の 近年とく 歴史時 れてい 〈湧- $\widehat{\Xi}$ 奈 死

画一化が図られたらしいことである。前方後円墳を典型とする古墳の築以上のような〈神〉の出現に際して注目されるのは、その祭祀方法の

が、 工具、 ト王権の強力な働きかけの存在したことが窺えよう。 生活に密着した形で行われていたという議論もある。湧水点祭祀・導水(※) ギー支配のために政策的に導入されたもので、 製模造品の出土が大きく東国に偏ることから、 が、その背景には、 祭祀遺物とが明確に分離する。ここに神祭りの画期が見出されるわけだ 世紀初の第三期には、 祭祀の設計思想自体が中央からもたらされた可能性もあり、 式を規制したのと同じ統一権力の関与が想定されよう。近年では、 滑石製模造品が大量に出現する。その種類は、 武器・玉類が主流、 分している。それによれば、四世紀末~五世紀前半の第一期は実物の鏡 紀末~七世紀中葉の祭祀遺跡を集成し、 受けていたように、各地で発生し多様な形態を持っていた神祭りの形式 造形式・祭祀形態が、ヤマト王権から一定の規制(規格・技術供与)を 一期までの実物宝器・滑石製模造品の組成は古墳の副葬品とも共通する 第三期に至って、 鏡とそれの簡略形である有孔円板、勾玉などで、五世紀後半~六 全国一律的な傾向が見出されるようになる。 原材料の供給から模造品の製造までを含め、古墳祭 五世紀中葉前後の第二期には、 農工具主流の副葬品と剣・鏡・玉の模造品主流の 剣・有孔円板・勾玉・臼玉に固定化していく。 出土遺物の組成を軸に六期 剣、 同祭祀は東国のイデオロ 畿内においては逆に日常 亀井正道氏は、 刀子・斧・鎌など農 実物の宝器とともに 背景にヤマ 滑石 四世 に区 第

がかりになる。 この祭祀制度に関する痕跡こそが、考古学と文献史学を橋渡しする手

●六世紀の祭祀制度改革

1 祭官制の虚実―祭祀氏族の成立―

五世紀後半~六世紀初における祭祀遺物の組成変化は、

当時のヤマト

長官に、 の結果、 制は、 である。
(4)
く、内実は伴造制に基づく大夫の国政分掌に過ぎないという見方が有力 れる。 任用、 あろう。 孤立した史料から、 職で、推古朝には大王/臣下の間を奏宣・奏上で媒介する政治職へ変質 については岡田説を踏襲するが、前事奏官は神意を大王に奏上する祭祀 が分かれる。上田正昭氏は、 事奏官兼祭官」に任命されたとあるが、この兼官の理解についても意見(੩) こには、 の名称は、嘉暦三~正慶元年(一三二八~一三三二)成立の『中臣氏系図 ような独立的宗教活動、共同体信仰は弾圧されていったという。「祭官 る宗教支配・統制機構として神祇官先行官司たる祭官が設置、 伴い垂直的構成の宗教的世界観 相違はあるが、中央における祭祀氏族(中臣氏や忌部氏)の成立と祭官 を意図して組織化された中央祭祀制度と考えられている。 の動乱などから、王統の確認と王権の政治・軍事的、 したことを暗示する。文献史学でいう〈祭官制〉がこれに当たろう。 王権内部に、神祭りの形式を整備・浸透させる何らかの〈機関〉 安期に中国的に表現したとする関晃説に従い、(ミョ) するという、独特の解釈を提示している。しかし、そもそも一〇世紀の(ユシ) に引く、延喜六年(九○六)撰上『新撰氏族本系帳』逸文にみえる。そ 前事奏官こそ神祇官先行官司と位置づける。中村英重氏は、(ロ) 地方における日祀(奉)部・日置部の設置などが具体的内容とさ 継体朝以降の王権内部の動揺、 例えば岡田精司氏は、欽明朝頃の宮廷において、専制体制強化に 推古〜舒明朝の中臣御食子、推古朝の中臣国子が、ともに「前 近年では、 地方神は王権の守護神に従属し、 日奉部・日奉舎人部を品部として組織されたと考えている。 六世紀の情況を復原することには少なからぬ問題が 『書紀』 における中臣氏の職掌(大夫・祭祀職) 祭官を伊勢神宮奉祭職(後の祭主)の先行 〈高天原信仰〉が成立、それを背景とす 新羅/百済の対立による朝鮮半島 中央政府の政治的障害となる いわゆる官司の整備はな 思想・宗教的強化 論者によって 中臣氏を が存在 そ 同

族たる中臣氏・忌部氏の活動に帰せられよう。祭官制の内実が伴造制に過ぎないとすれば、それはあらためて、祭祀氏祭官制の内実が伴造制に過ぎないとすれば、それはあらためて、祭祀氏それでは、前節でみた考古学的変化を支えたものとは何なのだろうか。

之祭、 起こったとする地名由来説、『延年上の成立と職掌』〈中臣〉 雄説では占部)より分離・独立したものと推測されている。(ユタ) ②人の意志を神へ伝達するための祝詞奏上、 すると、 常化する修祓に大別できよう。 は後者が通説的で、『藤氏家伝』 、人の媒介者の意味と解釈している。 にみえる「中執持」のように、職掌に基づくとする説がある。(15) 同氏は欽明朝の祭祀制度改革において、鹿卜を担う卜部 相 ①神の意志を知るための卜占 |和人神之間 | 。仍命;;其氏 『延喜式』祝詞/斎王神宮参入や 先行研究によるとこのうち本来的なのは の名義については、 上/大織冠伝の冒頭にも その内実を史料から具体的に整理 \Box (鹿卜=太占、 ::大中臣 ; 」とあるとおり、 ③神/人の関係・秩序を正 盟神探湯など)・審神、 豊前国仲津郡 世掌 『中臣寿 (井上辰 三天地 現在 より 神

どに 職掌は、 離とは、 ずれにしろ、この改革によって卜占・修祓は卜部に委任され、 輸入され、 申 団の格上げを意味しよう。 護が必要であり、 成も対馬・壱岐・伊豆を対象としたが、亀甲の調達には広域的権力の保 -請した勅が載るが、 トの技術は古墳時代に断続的に伝来し、 していったと考えられる。 『書紀』欽明天皇一四年 半島・大陸と交渉のある限られた地域で保持されていた。 「本は卜部なり」 亀卜 祝詞奉読を中心とする神祭りと大夫=参議としての活動にシフ これを主要技術とする新たな卜部が整備された形跡がある。(ユ) を担う新たなト 技術の移植自体に王権が関与した可能性もあろう。 との記述があるのは、 この頃中国隋代の亀卜法 『尊卑分脈』 (五五三) 六月条には、百済にト書の送付を すなわち、 占集団の成立と、 藤原氏系図、 欽明朝における中臣 対馬・壱岐・南関東 平安後期~鎌倉初期に卜部 鹿卜 (五兆ト) が半島経由で を司る従来の祭祀集 『大中臣氏系図』 ト部 中臣氏の ト 部 海浜部な の編 の分 V)

く遡らせようとした結果にほかならない。が中臣氏との血縁関係を偽作、鹿卜集団の伝統へ連結し自らの歴史を古が中臣氏との血縁関係を偽作、鹿卜集団の伝統へ連結し自らの歴史を古

中国 中 させていたのかも知れない。 この相違について、本文は欽明朝以前の、一書第三は が、 「五部神」として随従することになる(神代下/第九段一書第一)。 点からしても、その実在自体が疑わしい。 臣 11 か は 0) ば大夫の職務であるが、 13 戌条によれば、国史編纂の基礎作業 使する中臣氏も、 歴史を熟知し管理する役割を帯びていた。神/人の間にあって言葉を駆 の祭祀体制を、それぞれ反映するものとみることも可能であろう。 て顔をみせたことになっており、中臣氏の功績ばかりが強調されている。 作 ろしの舞といった役割をそれぞれ忠実にこなしている。 天児屋命・太玉命・天鈿女命が平等に活躍し、 かなりの隔たりがうかがえる。 源が語られているが、 ところで、 .鎌子連は『中臣氏系図』 った中国仏典をもとに創作された可能性が高い。(②) し後述するように、 神祭りを司る一 画期がある。 おける中臣氏関係記事(とくに鎌足以前)には不審の点が多い。 臣連大嶋が筆録を担っている。そのためとばかりはいえないが、 :や玉作らの祖神も登場、 同段 (とくに経書の類に現れる古代王朝) ではト官 = 史官であり、 一書第三では天児屋命が祭祀を統括、 『書紀』 欽明~用明紀の崇仏をめぐる氏族対立において、 族として、 神語りを政治的に援用する知識・技術を、 神代上 本文と一書第二・三には、 この 鎌足以前の活躍は、 彼らはその功績によって、ニニギの天降りに に記載がなく、 物部氏を核とする排仏派の 連の物語は、 『書紀』 / 第七段には諸祭祀氏族による神 本文では、 記 天武天皇 |定帝紀及上古諸事 |] 先に触れた 中臣・忌部・猿女の各祖 「鎌子」 『高僧伝』 〈崇仏論争〉関係記事にそ 祭料・幣帛の整備、 天照もその祝詞に感動し 一〇年 中臣氏の地位について が鎌足の一名である とくに、 ゃ 「五部神」 (六八一) 三月丙 〈祭官制〉 他の伝承では鏡 一翼を担う。 『法苑珠林』 早期に発展 欽明紀の に際して、 祭り 中臣氏 神話や 改革後 のよう ところ また、 神降 例 Ó ح

らか。 は、蘇我氏・物部氏と対等の発言権を持つには至らなかったのではなかは、蘇我氏・物部氏と対等の発言権を持つには至らなかったのではなかことによる。大夫としてのや臣氏の地位は、あくまで神/人の媒介者であるに、天皇側近としての中臣氏の地位は、あくまで神/人の媒介者である

構で、 遺 山陰・北陸・東北地方が、地方忌部の分布と多く一致していることなど 流があったらしいこと、 に近接すること、 ば、 にも準拠しており、 阿波・讃岐の忌部に関する記述は、 雲の玉造などは忌部に編成され、中央忌部の傘下に入っているから、(ミハ) 張するのは、 祖神太玉命をも統括する所伝を生み出していたが、忌部氏が管掌下と主 のは①②で、③はクラの管理・経営に関与していた蘇我氏との交流を前 で奉仕していた。史料から分かる職掌は、①祭料・幣帛の作成、②王権 波 職掌とも大きく異なっている。中央の忌部首を本宗に、紀伊・讃岐 その解釈が(地方忌部も加えた形で)記されている。中臣氏は、忌部氏の(24) 上/第七段に神話的典拠がみえるが、『古語拾遺』には忌部自身による 権の祭祀に携わる存在であるが、中臣氏とは氏族集団としての成り立ち 【忌部氏の成立と職掌】 祭儀への従事、 ・出雲・筑紫・越前・安房などの地方忌部が、貢納あるいは上番の形 近年発掘された奈良県橿原市の曽我玉造遺跡は、五世紀後半~六世 の所伝もあながち一方的とはいえない。とくに、出雲のほか、 の立地が中央忌部氏や蘇我氏の本貫(大和国高市郡忌部里・蘇我里 ①から派生したものだろう。①については、やはり『書紀』神代 忌部氏に関わりがあるものと考えられている。平林章仁氏は、 滑石製模造品と玉類を大規模に生産していた王権直属の工房遺 あくまで祭料・幣帛を作成する集団に限られる。 両氏は地縁的に親密なうえにクラの管理を通じても交 ③王権の神物の管理、 奈良期以前の事実を伝えている可能性がある。(※) その氏族名称から明らかなように、 同工房の石材供給地である和歌山県や千葉県 『延喜式』段階での祭祀の運営形態 の三点に大別できる。本来的な 忌部氏 実際に出 、紀伊 例え 河 拾 同

> 照夫氏が論及している。(22) 解もあるが、ゆき過ぎであろう。な(3) らかの形で関与した可能性がある。 から、 性については、ヤマト王権の宗教的世界観(他界観)との関係から菊地 見解は大筋において認めてよかろう。前章で述べた神祭りの固定化・画 族として再編成されたとするのである。祭官制の内実はともかく、氏の も玉造をはじめとする祭料・幣帛の製作集団から独立、神祭りを担う氏 氏が卜部氏から独立して神祭りを統括する氏族となったように、忌部氏 欽明朝における祭官制の成立に結びつけて理解している。 同時期、 的な変化の背景には統 屯 している。また、同工房は他地域のそれと同じく六世紀前半には突如廃(タト) 化の時期も、曽我玉造工房の経営期とほぼ重複しており、 以降は出雲のみが独占的に生産を続けてゆくことになる。この全国 同工房は蘇我氏の管轄下に忌部氏が直接経営していたものと推測 一権力の関与が想定されるが、 なお、玉造の移管先が出雲である必然 同氏の成立を天武朝まで降らせる見 平林氏はこれを、 忌部氏が何 中臣

を吸収 質はあくまで①にあり、 造殿・造棺の生業を通じて醸成した技術であったらしい。 中央忌部の本(๑) 本来は祭場の設営や宮殿の建築に伴う木鎮めの祭儀で、紀伊忌部が造船 しかし、『拾遺』や『皇太神宮儀式帳』 の起源は大化前代に遡る。 者は持統朝 宮廷祭祀のうち唯一忌部の主宰する大殿祭 ちなみに②で特徴的なのは、践祚における鏡・剣のレガリア献上と、 、大嘗祭や行幸の際にも行われ、宮廷の年中行事に特化されていた。 ・消化したものと考えられる。 (六八六~六九七) における即位儀礼の整備によるが、 その他の性質は、 律令期には六・一二月の神今食や一一月の 『止湯気宮儀式帳』などによると 管掌下にある地方忌部のそれ (御門祭を含む) である。 前

祭祀制度と神観念の交渉―祟り神の創出

2

前節では、〈祭官制〉の内実について祭祀氏族の伴造的活動から考え、

創出 祭りの 改革がもたらした、 -央の中臣氏や忌部氏が地方の卜部、 について述べておきたい 画期を担ったことに触れた。 最も重要な神観念の変質 この章の最後に、 忌部らを率い、 欽明朝 占による祟り 六世紀における神 0 祭祀制度 神の

鎮

国風 祀方法) 土記 所引 と恩恵の再獲得 係の悪化) 国風土記』 崇神天皇段・『書紀』崇神天皇七年二月辛卯~八月己酉条・『本朝月令 が疫病流行・悪天候といった自然災害の形で現れるもので、『記 には地域的多様化の傾向が強い。 前国風土記』 揖保郡広山里意此川条・同郡枚方里佐比岡条・神前郡堲岡里生野条・ ることができる。 『書紀』 「秦氏本系帳」 大別して自然災害型/交通妨害型の二類型に分けられる。 【祟り神の類型】 (土記) 逸文/総説などが挙げられる。 "伊勢国風土記 仁徳天皇一一年一〇月条・允恭天皇一 の告知→(b)₂ (b) 逸文を掲げておこう。 久慈郡賀毘礼峯条·『播磨国風土記』 一所引 基肆郡姫社郷条·佐賀郡総説 一夢告による災害の要因 (神との関係の回復) 後者は、 『記』『書紀』 『山背国風土記』 逸文/安佐賀社条・『釈日本紀』 山川の行路者を神が殺害するもので、 『風土記』に とりあえず自然災害型の典型、 逸文のほか、 といったプロットを持つが ともに、 (神 の 確認できる 一云のほか、 〈祟り〉) と鎮静化方法 四年九月甲子条などにみ (a)災害の発生 賀古郡鴨波里舟引原条 記 (祟り 电 所引『筑後国風 『太神宮儀式解 前者は、 垂仁天皇段 神 (神との関 言説は、 『常陸 山背 祟り 中 肥 (祭

茂神之祟 **然吹雨零、** 此 為 ·其祭祀之日、 也 百姓含 能令 仍撰 乗」馬者、 レ愁。 祷祀 _ 四 爾時勅 .月吉日 因」之五穀成就、 志貴島宮御宇天皇之御世、 祀 |卜部伊吉若日子 馬係 鈴 天下豊平也。 人蒙 令 猪頭 ŀ 乃卜 天下学 乗」馬始 丽 駈 ||奏賀 馳 国

原因不明の悪天候が、 ト占によって賀茂神の祟りと確定され、 それを

> 倣 0) 産 11 か 11

図書館蔵宝亀三年 ではなく、 対処法を示して社会不安を取り除く機能を持つ。 候変動に対するひとつの解釈枠組み=物語りであり、 司 めるための祭祀が行われる。卜占が導き出した祟りという答えは、 と、事後的に原因を創出する技術なのである。 (32) 災害の原因を遡及的に解明するというより、 解によって確認できる 現実の古代社会においても実践されていたことは、 (七七二) 一月一九日官符所引同年九月二五日 それが伝承の内部だけ ト占という宗教的実 歴史や神話の知識を援 人々にその原因と 次の天理 武 気

用 は

国

条には う物語を生み出している。 多雨で不安定な気候が続いていたらしく、 年の古気候学、考古学が明らかにしてきたように、三~六世紀は寒冷 文章自体は『漢書』元帝紀/初元元年 天皇之御世」とは欽明朝を意味するが、『書紀』 因を究明するため卜占を行い、そこで卜部は、 武蔵国司から太政官へ上申された文書の一節である。同国では神火の原 る。 って生み出されたものと考えられる 拡大に伴い陸上の険路や海路での事故が問題化した際、 なのである。(34) いだろう。 かる情況への対応策として、 壱拾: 時、 年之間不」給。 郡家西北角 欽明朝の祭祀制改革によって卜部が編成された理由のひとつに 「郡国大水飢。 東国で頻発していた原因不明の正倉火災 以 参斛亦滅之。 |今月十七日 自然災害型の 交通妨害型はやや遅れて七世紀後半以降 |神□□出雲伊波比神県云、 因」茲引,一率郡家内外所」有雷神,発 百姓十人忽臥 或人相食。 入間郡正倉四字着 前掲 〈祟り神〉 **祟りの創出が求められたことを挙げても** 『山背国風土記』 転 一傍郡穀 重病 言説は、 (前四八) 我常受 〈古墳寒冷期〉とも呼ばれ 火。 以相救」 頓 出雲伊波比神の祟りとい 欽明天皇帝 そうしたト部の活躍の所 九月条の援用だが、 逸文の 死 所 _ 給 〈神火〉をめぐって、 人 |此火災| 者。 . 焼糒穀惣壱萬 との記事がある。 朝庭幣帛 一八年 「志貴島宮御字 自然災害型に 仍卜占、 都鄙問 (五六七 伍伯 33 而頃 在 近

型の と説明される。 伊勢麻績君の三人が同じ夢をみたと知って、 人を指すと解釈され、以降の王朝でも様々に踏襲されてゆく。 ている。君主の判断基準を説いた部分では卜占にも触れ、「三人占 うな中国の用法、神観念と融合したためと考えざるをえない。恐らくは、 することになった。もともと神/神意の出現を指すに過ぎなかったタツ 読み取り方に複数の系統が発生、 で表現されており、後漢の『説文』に至っては、「神禍也。従」出従」示」 てた事柄 それを局所的に熱することで生じたひび割れ(ト兆)をみて、 王と卜者=貞人たちが、 祭する方法が示される。さらに、 百襲姫命への託宣を経て、 確認でき、〈三卜制〉と呼ばれている。三という回数は、後に天・地・(38) 従, 二人之言, 」と述べるが、三度占う方法はすでに殷代晩期の卜辞に 説のなかには、 ト占を担った卜部の実践を通じてのことであろう。事実、 れたといわれ、史書や経書の文章表現でも、卜占―祟のセットが一般化 にも複雑化してゆくらしい。王朝の歴史を記述する史官は卜官より分か 文字が発明された。「祟」もそのひとつで、呪霊を持つ毛深い神獣の形 は甲骨自体に記銘されるが、その際、王を襲う災禍を意味する幾つかの いを立てていた。牛の肩胛骨や亀の甲羅に特定の凹み(鑽・鑿)を穿ち、 【亀卜と祟りの来歴】 そもそも「祟」という文字―概念は、 、洪範には、 「祟」字で表現されマイナスの意味を表すようになるのは、このよ ・甲骨文に淵源を持つ。殷王朝においては、最高の巫祝でもある聖 『書紀』 (ト問) の吉/凶を判断する(占断) のである。これらの行程(35) 殷の遺臣箕子が周武王の諮問に答えた治政の要諦が記され 崇神天皇七年二月辛卯~八月己酉条では、 中国的ト占法の名残が窺える個所もある。 『周礼』春官の記載によれば、 王の日常生活の一挙手一投足に渡って詳細に占 三度目に当たる天皇の夢占において祟りを鎮 各工程に専門のト官が置かれて制度的 倭迹速神浅茅原目妙姫·大水口宿禰 天皇は 次代の周王朝ではト兆の 「益歓;」於心;」の ト占と倭迹々日 『書経』 〈祟り神〉 中国殷代の 問いを立 自然災害 周書 言 訓

述のあり方といえよう。複雑な叙述はなされていない。中国の史書に準えた、『書紀』独自の記である。三輪大物主神の祟りは『古事記』にもみられるが、このような

亀卜の知識・技術は、六朝~隋代の五兆卜であった可能性が高い。 (45) 認するにはさらなる考察が必要だが、列島の古代国家が輸入・採用した 六月条には、百済に卜書の送付を要請したとある。半島経由か否かを確 ることは間違いない。前述のとおり、 論刑・論五霊などにも逸文がみられ、 (4) 所引のものとほぼ同文である。 典』太常寺/太ト署条や『太白陰経』亀卜篇に引かれた逸文は、『亀相記』 書』志/経籍に挙げる を援用し、亀卜に陰陽五行的な解釈を施している。同書は恐らく、 ともいわれる『新撰亀相記』(天長七年〈八三〇〉)は「亀経」なる書物 ぼ踏襲しているとみられる。 以上のように、古代日本の卜占や祟りは、 「亀経 問題はその伝来のあり方だが、 隋朝の勅撰五行書『五行大義』論生死所 一卷 晋掌卜大夫史蘇撰」で、『大唐六 『書紀』欽明天皇一四年 同朝で重視されていた文献であ 中国の実践・記述形式をほ 卜部氏文 (五五三)

説まで多岐にわたる。. (S2) 視する考え方から、斉 とも六世紀に実質的な画期を見出すことができるだろう。 皇二一年 形態まで、諸説紛々として定説をみない。例えば創建年代についても、(ター) 神 に対する祟り神として、平安期に至るまで最も一般的だったのが伊勢大 『書紀』垂仁天皇二五年三月丙申条一云の「丁巳年」をめぐり、雄略天 【伊勢神宮の創建】 云における中臣氏 (アマテラス) である。伊勢神宮の創建をめぐっては厖大な研究史が 皇祖神としての前史や伊勢という場の性格、 (四七七) 説48 現代的な印象では意外なことかも知れないが、 斉明天皇三年 (卜部)の役割は見過ごせない しかし、 宣化天皇二年(五三七)説など五~六世紀を重 欽明朝の改革の規模を考えれば、 (六五七) 説、 文武天皇二年 神格の構造から奉祀 とくに、 (六九八)

天皇以, 倭姫命, 為, 御杖, 、貢, 奉於天照大神, 。是以倭姫命以, 天一

以粗留二 則仰 是以命 訖焉。 於大市長岡岬」。 城稚姫命食」卜焉。 祖大水口宿祢」、 年冬十月甲子」、 照大神、 皇御孫尊、 心及而慎祭、 中臣連祖探湯主」、 然先皇御間城天皇、 |大倭直祖長尾市宿祢|、 |於枝葉 | 。故其天皇短命也。 鎮 専治 |坐於磯城厳橿之本 | 而祠之。 則汝尊寿命延長、 然是渟名城稚姫命、 |葦原中国之八十魂神|。 而誨之曰、 遷 因以命 ||于伊勢国渡遇宮||。 而卜之。 |渟名城稚姫命 雖以祭二祀神祇」、 太初之時期日、 令レ祭矣 復天下太平矣。時天皇聞 誰人以令 是以、今汝御孫尊、 既身体悉瘦弱、 是時倭大神、 我親治 然後随 定 祭大倭大神 天照大神悉治 微細未 神地於穴磯邑 大地官 一神誨 が探 以不」能 著 悔 其源根 _者。 |穂積臣遠 取 即渟名 是言 天原 先皇之 三 丁 巳 言已 祠 祭

り神〉 卜が 崇拝 陽神信仰の聖地であったことなどが、より本質的な理由であろう。 精司氏の述べるように、 については、 W 密には伊勢大神の創出)も、 をもたらすこと、卜占によって祭祀者が決められていることなど、 て、 本節冒頭にみたようなプロットで完結してはいない 用いられた可能性があろう の対象にしうる新たな祭場が求められたこと、 欽明朝将来の卜書が五兆卜を伝えるものなら、伊勢の選定にも亀 初めて可能になったと考えられる。なお、伊勢という地域の選択 の形式を踏襲した物語であることには違いない。神宮の創建 雄略朝以降の東方経営との関係が指摘されているが、(33) 祭祀制度の改革に伴い、 欽明朝に整備された卜占と祟りの関係にお 大王家守護霊を集合的 同地域がもともと太 が 神が王に災禍 ちな 岡田 急 (厳

神話や といった祭祀氏族の独立と伴造的活動であった。 歷史時代的〈神〉 内実は後世の史料にみるような官制の成立ではなく、 以 Ŧ, 〈祟り神〉をめぐる言説も生み出され、 欽明朝には祭祀制度をめぐって様々な改革がなされたが、 が輪郭を整え、 その祭祀方法が確立したほか、 思想・心性の側面でも極 しかし、 中臣・忌部 それによ 王権の その いって 卜部

て大きな変化があったといえよう。

2律令: 神祇祭祀制 0 成

官と官社制―天武朝の展開

1

は、 いる。 「白鳳」 これは中臣氏の氏上を指した言葉だろう。また『拾遺』孝徳天皇段には 整備との関連において考えられなければならない。 れたヤマト王権の祭祀制度は、 【神祇官先行官司としての〈神官〉】 「家建設のプロセスにおいて、 ·就」とあり、あたかも神祇官が存在したかのように語られているが (六四四)正月乙亥朔条には「以;中臣鎌子連 後 の律令神祇官制に連なるものであるが、 期、 忌部氏の就く 「祀官」なる官職が存在したように書かれて 新たな画期を迎えることになる。 大化改新から天武・持統朝に至る律令 欽明朝 (五四〇~五七一)に整備さ 拝 あくまで法体系自体の 神祇伯、 『書紀』 皇極天皇三 再三固辞 それ

不 年 玉

り、 あくまで天智朝 く机上の産物ではないか。 る。 る否定説も根強い。しかし、広汎な職掌は中央忌部の伝統と断絶してお 東野治之氏や押部佳周氏はその成立を認めるが (55) 東野氏は、 中臣・卜部独自の技術である卜筮まで掌握しているのは不審であ 之式 至 官 頭 于難波長柄豊前朝 始起 此時 。 令 中国南北朝の祠官に近似する官職とするが、 掌 (六六二~六七一) 叙王族・ 作斯之胤、 神祇官先行官司の存在が現実味を持つの 宮内礼儀・ 白鳳四年、 以降のことであろう。 不、継川其職 婚姻 以 小花下諱部首作斯 卜筮 凌遅衰微以至」于 荊木美行氏らによ 夏 冬 漢籍に基づ 一季御卜 拝 は 洞

令廿二巻ヲ制ス。 わゆる近江令は、 世人謂フ所ノ近江朝廷之令也」、『家伝』 『弘仁格式』 序の 「降リテ天智天皇元年ニ至リテ 上/大織冠伝

官人等、 ト部(と木鎮めが重要な意味をなすから、 外の職にあった氏上クラスであると批判している。新嘗・大嘗には卜占(ஞ) 料の中臣・忌部は践祚の寿詞奏上・鏡剣奉上に携わったもので、神官以 とから、 同六年一一月乙酉条)のみだが、天智~天武朝に整備されてきた、令制 れた制度・法令に過ぎないとする見解が強い。 ではその体系的編纂は疑問視され、 廷之訓。 を前提とするが、天智~天武朝の神祭りについて概観しておこう。 織を持った〈神祇官先行官司〉であったと考えたい。あくまでその 新たな祭祀制度を運営する主体は必要であったはずで、 の神部のようなものであろうと考えた。これに対し中村英重氏は、(%) は に連なる祭祀全般を統括していたとみてよかろう。ちなみに西宮秀紀氏 祭関係 の新設とする説が有力である。史料的に確認できる職掌は大嘗祭・新嘗 Ŕ 天智朝に編纂された日本最初の行政法と考えられてきた。しかし、 「先」此帝令上大臣撰 かつては近江令官制に基づくと推測されていたが、最近では天武朝(8) 『書紀』天武天皇二年一二月丙戌条に 忌部が、 (『書紀』 天武天皇二年〈六七三〉一二月丙戌条・同五年九月丙戌条・ 神官は中臣・忌部の就職しない小規模・未整備な官司で、令制 并播磨・丹波、二国郡司、 大臣与;;時賢人;、損; 同祭に深く関わった神官に参加していないはずはない。 ||述礼儀|、 ||益旧章|、略為||条例| 刊中定律令上。通二天人之性」、 これを独自の技能として持つ中臣 実態的には、 亦以下人夫等、 「侍, |奉大嘗 | 中臣・忌部及神 天武朝に出現する 段階的に制定・施行さ 」」といった記述から、 悉賜」禄」とあるこ 相応の規模 (神官) 作 近年 同史 · 組 朝

へと対象を拡大していった(『書紀』同五年八月辛亥条・同一〇年七月丁酉一一月丙寅条)、大祓は、国郡制に対応して「四方」から「天下」「諸国」に付随するものとして準備され(『書紀』同五年一一月丁酉条・同一四年に付随するものとして準備され(『書紀』同五年一一月丁酉条・同一四年に付施するものとして準備され(『書紀』同五年八月辛亥条・同一〇年七月丁酉条・同一四年に付随するものとして準備され(『書紀』の整備と班幣の成立』 まず大嘗祭・新嘗祭は、名称・内実とも未

だろう。このような官社設定の動きは、それまで自然に多少の人工性 されたのか制度的に不明で、内実は疑わしい。やはり天武天皇四~五年 かし、 年の大嘗祭に併せて設置された神官が次第に拡充、 畿内・諸国に を備える組織・施設となったのである。さらに同一〇年正月己丑には た 分之一、 の誕生である。 て明確化していった。本当の意味(この点は次項で述べる)での 水施設など)を加えたに過ぎなかった祭場を、神祭りの恒常的施設とし 社を特定し連絡をとる体制は、この頃までに整えられていたとみてい に、それぞれ「祭,|幣諸社,」(『書紀』正月戊辰条)、「遣,|使四方,、 連宣||祝詞||」との記載で、そのまま祈年祭の濫觴とみる説もある。 い祭祀として構成されている。「班幣」 宮を除く)に天皇・国家への奉仕=守護を要請する、 方式を持ち、農耕予祝の性格も残しながら、班幣を通じ全官社 めて中央集権的な祭祀システムである。 認された神社(官社という)の神職が中央に参集、幣帛を頒布される極 は幣帛供献の実施情況で、王権の奉祭神を中心に臨時の奉幣が試みら 計画的に始修・運営していったものと考えられる。とくに注意したい として定着している。 天皇四年の遣使(『書紀』同年四月癸未条)以後、翌年七月から年中 条・朱鳥元年〈六八六〉七月辛丑条)。広瀬大忌祭・龍田風神祭も、 (六七○)三月壬午条、「於山御井傍、敷,,諸神座,、 「班幣」の語も見受けられるようになる。班幣祭祀は、国家に登録・公 神》 神職参集の記事もなく、そもそも対象社がどのように確定・公認 祈:|諸神祇;](『書紀』 為

凝 を祀る祭場は天神 修 供神 天武天皇六年五月己丑の勅には、 |理天社地社神宮|」(『書紀』同条)させる詔が出され 、二分給 すべて画期となるのは天武天皇四~五年で、 / 地祇の社に分節され、 ||神主||(『書紀』同条)とある。 是夏条)との記事があるから、 の初見は『書紀』天智天皇九年 令制では祈年祭・月次祭がこの 「天社地社神税者、三 而班 種々の国家的祭祀 公的な奉祀者と財源 律令国家的な新し 幣帛。 漠然とし 任意の神 中臣金 (伊勢神 以捧 〈神社 同 天武

ており、次第に社殿も建設されていったと考えられる。その数日前に でに整っていたといえよう。 幣と官社制が同一の政策として進められたことを意味しよう。 |幣帛於諸神祇 | 」(『書紀』同年正月壬申条)ことが実施されたのは、 ため 〈祈年祭の成立〉とい いうるかは微妙だが、 その制度的環境はす 正月斎行 班 頒

鎮め技術が深く関わっている。(4) 儀式帳』 で、 祀の制度として残しているとみることもできよう。式年遷宮の成立につ 物語を再現するものだが、ト占を通じた祟り神としての鎮座形式を、 実な史料的初見は大来皇女で、 されているほか、斎王制及び式年遷宮制の整備が認められる。 神宮も、 活用されていた形式が、社殿建造に際して援用されたものだろう。 前紀/朱鳥元年一一月壬子条に帰京の記録がある。斎王の卜定は創建の 斎宮での潔斎、同三年一〇月乙酉条に伊勢神宮への出発、 る。 に屹立する皇祖神を奉祀し、唯一班幣の対象とならない神社だからであ れたことは、伊勢神宮のあり方とも無関係ではない。神宮は神祇のうえ ては諸説があるが、 なお、一般官社が天社/地社として成立したこと、 天武朝の発案、 創建については前章で触れたが、天武朝では内 官社制を通じてその姿を明確化してきたといえる。 などによると、 持統朝の実施とする見解が有力である。(63) 前掲天武天皇一○年正月詔に対応することは確か 社殿の建設とそれに伴う祭儀には、 恐らく、 『書紀』天武天皇二年四月己巳条に泊瀬 天皇の宮殿を造り鎮めるために /外宮の分離が想定 班幣祭祀が開 持統天皇称制 忌部氏の木 『皇太神宮 斎王の確 伊勢 始さ 奉

W

過できない。 に関わるからである。 て触れておこう。この問題が、冒頭にも触れた 【官社の成立=神社の誕生】 ここでもう少し詳しく、官社の成立につい 祭殿」といったター 一元的連続性が、 例えば宮本長二郎氏は、 確たる根拠もなく前後に延長・接続されたことも看 ムの混乱はよく指摘されるが、(55) 議論が迷走し続けた原因として、 神明造に至る独立棟持柱、 〈古代神殿論争〉 各時代の宗教施設 「神社」 式年造 と密接 神殿

> となど)に立脚し、 シロに統一される契機は、 ことこそ、その証左といえるだろう。それが社殿=建築物を伴う社= 口 お のである。 組みから外れた宗教施設が過去に存在したとしても、 有の神的存在、 といった、 ○でなければならない」もしくは「後代が××だから前代も××なはず。 川滋男氏らの批判が有効だろう。しかし、 しく、集落全体や遺物・遺構全体との関連において把握すべきという浅 説については、特定の要素のみを抽出して一元的に解釈する方法は疑わ は、 期にまで遡及しうるとの見解を提示している。これに対して岡田精司氏(66) いいて、 キ、ミムロ、ホクラ、カミノミアラカといった多様な呼称が存在する 「の原型たる二棟連立形式などの連続性について、 歴史時代の神社の特徴(神が常住しないこと、 地域や時代ごとに異なる機能・系統を想定しうる。(8) 桜井敏雄氏の述べるように、神社には、 印象論的な連続性認識にも依存すべきではない。 祭祀施設は認められてよいはずで、 〈弥生神殿〉 やはり官社制の成立以外にはありえまい。 という概念自体を否定している。 「前代は○○だから後代も○ 集落内に存在しないこ 呼称・実体の双方に 歴史時代の神社の枠 弥生期ばかりか縄文 何ら不思議はない 各時代に固 モリ、ヒ 宮本

た。山本信吉氏や有富純也氏のが消えると衰滅してしまうが、 を磐座 る。篠原祐一氏も同様の視点から奈良期の神社遺構を分析、在来の祭祀(マロ)神を奉祀する社殿へ、という神観念・祭祀形態の相違・転換を想定す あること、 丸山茂氏は、首長が神と一体化する在地的な祭殿から、国家の誘導する 重性をもって捉えられることが多い。 (70) そこでは、 ことも、 こうした見解は、 本信吉氏や有富純也氏の指摘する、 ·神籬型、 これらの見方と重なってこよう。多様な存在形態を持つ在来の(③) 神社は在来の祭祀スポットと、 国司による社殿維持がなされなければ神社は衰滅してしまう 国家の設定した祭祀を降神型と推測、 近年、 建築史学や文献史学で強くなってきている。 前者は地域で尊崇され残存してゆくとし しかしその内実は様々で、 中央 国家の設定した祭祀施設の二 在地の神社観に乖離の 後者は奉祀集落

それが官社の一般的景観であったと考えられる。されただろう)を行い、律令制的な祭祀方式と社殿を付与したもの――されただろう)を行い、律令制的な祭祀方式と社殿を付与したもの――宗教スポットから任意の選択(王権との関係、在地への影響力などが考慮

では 神亀 うか) びつける表現も同様で、国家によっては穢れと認識されるような景観が まない性格などと規定してきたが、これらも列島古来の宗教的特徴など 関する従来説では、 掃 ば、 清掃を厳命している。 における清浄性の必要が強調され、現状を「多有」 理的荘厳の行われない山林にまで適用されてゆくのである。 在来のものではありえず、 を 状態(すなわち礼の秩序が構築されている状態)を 院などと同じく、施設を視覚的に荘厳し卓越化しようとする礼的な発想 にあることが直接清浄をまとうわけではない)。 上の清潔さを意味するものではないことは明らかである。神社の立地に 清平」「粛清風俗」といった語彙が頻出するが、清浄性が、 トへの社殿創設も、その一環として理解できよう。例えば、 である。七世紀末から八世紀にかけて、この礼的荘厳が貫徹している とされたのだろうか。一因として推測されることは、都城、 対象を確定することにあったはずである。ならばなぜ、 不レ令 迎神使の通過する国々に殺生と肉食の禁断を命令、 (すなわち、 一年(七二五)七月戊戌詔では、「敬」神尊」仏、 が喧伝されてゆく。 とするイデオロギー 前述したように、そもそも官社制の根幹とは、 清浄化イデオロギーの歴史的所産として再考される必要があ ||汚穢|| との指示が出されている。その他多くの詔に 村落にあることがア・プリオリに触穢に繋がったり、 日常生活の穢れを忌避する清浄な場、 同書天平勝宝元年 かかる二項対立的・固定的な環境認識自体が 中央政府による上からの風俗矯正として、 (〈清浄化イデオロギー〉とでも呼びうるだろ (七四九) 一一月甲寅条によれ 社殿の有/無を清) 〈清〉、そうでない状態 |穢臭|」と認識して 清浄為」先」と信仰 社殿などが必要 交通路にも 都市とは馴染 祈年祭班 単なる衛生 『続日本紀 宗教スポッ 交通路、 /穢に結 「海内 山林 幣の 清 物 寺

体的表象を創り出していったと考えられる。が、時代・社会情況のもとに多様に展開し、各地における〈神社〉の具さに二面性というべきであり、国家的一般性/在地的固有性の相互交渉在地の祭祀スポットとしてごく一般的な状態であった可能性もある。ま

神祇官と神祇令の成立―浄御原令制から大宝令制へ

2

午条には 目的とした遣使奉幣の増加には注意される。対象についても、「京師」「四 ほ 幣於天神地祇」(『書紀』同年七月戊寅条)、 於畿内天神地祇」。 についても、 月丙午条)などから四等官的官人+伴部 神祇官頭至: 祝部等 、 姓男女」、并賜二絹等」、各有」差」(『書紀』持統天皇五年一一月丁酉条)、「 祀と官社制の拡充に関する部分がとくに重要である。前者については、 の神祇関係記事を検討しているが、このうち組織としての整備、 かろう。西宮秀紀氏は、神祇官成立に関する六つの指標を設け、 ものの、神祇官については、その浄御原官制における存在を認めてもよ を規定したものと考えられる。 天神地祇なるもののありようや付属する祭祀について、大まかな枠組 一一月戊辰条)などから中臣氏が長官職にあることを確認できる。 「神祇伯中臣朝臣大嶋読, |天神寿詞 | 」(『書紀』同四年正月戊寅朔条・五年 「神祇官」の名称も『書紀』に散見するようになる。『書紀』 饗。神祇官長上以下、 持統天皇三年(六八九)六月、一部二二巻の浄御原令が班賜されると、 年六月甲申条) 天武朝から年中行事化した広瀬・龍田祭ばかりでなく、 「百官会,,集於神祇官」、而奉」宣,,天神地祇之事,」とあるが 祈年祭としての恒常的実施は認められないものの、 などの記述から、 及增;;神戸田地;」 至||神部等|、及供奉播磨因幡国郡司以下、 一百六十四人絁布上、 神祇令の存在についてはやや疑問がある 制度的な進展はみてとれる。 (『書紀』 (神部・卜部) の構成をとること、 班 各有」差」(『書紀』 同四年正月庚子条)、 |幣於神祇||」(『書紀』 同年八月千 祈雨等を 同八年三 持統紀 班幣祭 班 至中百 班 幣 同

られる。 事 た。 年正月戊寅朔条)、 ていることは看過できない。 吉 が使われ出す。 文武天皇二年 畿」といった律令国家的な空間区分(『書紀』同九年六月己卯条、 しい制度・設備が整えられ、 ・紀伊・大倭など(『書紀』 文武天皇三年八月己丑条)、 を実現・運営する、重大な責務を担った官司として成立したと考え 浄御原令制の神祇官は、 〈六九八〉五月甲子条)、「名山大川」(同) なかでも、 王権における重要度に応じて各神社も具象化していっ 新宮造営や外国との関係において、 即位儀礼の荘厳も進み(『書紀』持統天皇四 律令・都城・神話=国史と 持統天皇六年五月庚寅条、 神祇令の青写真ともいうべき 王権と密接な関係にある神社が重視され などの漢籍的 一二月甲申条、 (天皇) 「天神地祇之 伊勢 に相応 『続紀』 表現 住 続

手掛 即位儀礼の有無、 光貞氏は、 神祇令・ は、 れていったと考えられる。その作業の場から浮かび上がる神祇令の特徴 での在来祭祀を唐の祠令や新羅の祭祀制と比較させつつ、 大宝神祇令は、 かりに考えたい。 |時の神観念を知るうえで格好の材料を提供してくれる。 祠令・『三国史記』 顕著な相違点として、 ④犠牲の有無を指摘している。 以上のような浄御原制神祇官の活動を踏まえ、 一雑志 ①神祭りの区分、 /祭祀条を詳細に比較・検討した井上 本稿でも、 ②神祭りの対象、 編纂が進 この四点を かつて、 前 めら 代ま 3

0

いる(月斎条)ことを意味する。これは柴田博子氏が指摘するように、 祀 神祇令は対象の属性が曖昧なため、 先代帝王・嶽鎮・海涜・帝社・先蚕・孔宣父・斉太公・諸太子廟)・小祀 祀 宗廟に対する〈享〉と区別されているのに対し、神祇令には一括的な まず①は、 (昊天上帝・五方上帝・皇地祇・神州・宗廟)・中祀 しかないことをいう。また②は、祠令が、 ·雨師 祠令の神祭りが天神に対する ·霊星·山林川沢) へ序列化する 斎戒の期間により等級付けを行って 紀〉、 (復原祠令) 神祭りを対象に応じて大 地祇に対する (日月・星辰・社稷 条 のに対し、 (司中・ 〈祭〉、 〈祭

> 祭りは、 として論じるべきかも知れない。 未発達とするよりは、 裁を整えたに過ぎないとするが、 実に定例化させた祭祀、 かった」ためと考えられる。 令に従って模倣できるほど、 性格も来歴も大きく異なっている。三橋正氏は、 日中の宗教的心性の質的相違(歴史的経過の相違) 過去に行われた祭祀、 事実、 神々と祭祀の分類・体系化が発達していな 神祇令編纂時における神観念・祭祀 年間恒例祭祀条に一括されている神 執行可能な祭祀を加え体 前代までに現

をいう。 即位〉、 廟謁〉) 判している。(79) 関係にまで踏み込んで考えるべき問題である 染まないが、 主が新皇帝となるもの(上帝からの授命により権威を獲得する〈燔燎告天〉)、 の研究を援用、 祚大嘗祭〈一○・一四条〉、レガリア奉戴〈一三条〉)に規定されていること 王朝内の帝位継承 続いて③だが、祠令には即位儀礼がなく、 いて柴田博子氏は、 玉璽伝授により帝位を得たことを高祖の霊位に報告、 の二つに分け、どちらも神秘的・呪術的要素はなく祠令には馴 井上氏は、これを祭儀の性格の相違に求める。(%) 祠令 大嘗祭は収穫祭であり神祇令の範疇であるとした。これに 中国 /神祇令の体系としての相違、 (先帝の柩前で策文を奉読、璽綬を奉呈される (漢代)の即位儀礼を(新王朝を建設した創業の君 臨時祭祀の規定の相違として理解すべきものと批 神祇令(天神地祇惣祭 皇帝 /天皇と祭儀との 氏は西嶋定生氏 承認を得る 〈枢 践

(口)

では、 祀の散斎における禁忌について、 られている。 日 羝羊などの犠牲獣、 は各祭儀の牲・牢が一括掲載されているが、 には規定されていないことを指す。復原祠令 1本律は、 最後の④は、祠令では動物供犠が極めて重要であるのに対し、 祭儀の供物を牲・牢・玉 性・牢・玉を除き帛のみを掲げている。 日本律令編纂の際、 太牢・少牢などの肉類を確認できる。 ・帛と記しているが、 日本律では唐律にない「食宍」 供犠 (殺獣) 毛色を異にする犢・羊・豕 に関する規定が意図的に (開元二五年令) 三四条で また同九条では、 これを受け継いだ 唐職制律八条 が挙げ 大

枯損似 氏が、神祇令の中心をなす思想として斎戒を重視していることも一考を 地主神、 考えられるかも知れない。例外的史料とされる『拾遺』御歳神条には、「大 天人相関思想を根幹に複雑に絡み合っているため、 氏の述べるとおり、 れていたことを物語る。その根拠がどこに求められるのかは、平林章仁 説話・伝承からは、 条·賀茂郡雲潤里条、 は清浄を好み動物の血・肉を穢れとして忌避する、という神観念 排除されたことは確かだろう。この点については、これまで、 な把握は危険」であろう。ただし祠令の思想を踏まえていうなら、 (⁸²⁾ 立証されており、供犠・肉食の忌避が、支配者層の意図・発想に限定さ て肉食・供犠の広く行われていたことが窺われる。それは考古学的にも の肉は、 は生命観 『続紀』 の供献を教えるように、 唾」饗而還、以. |篠竹||とあるが、御歳神自身が蝗を除く呪術のひとつとして「牛 元来供物として最上であったからこそ禁忌の対象となった、 営」田之日、以二牛宍一食二田人一。于」時御歳神之子、 に散見する殺生禁断令・放生令、 の相違に求める考え方が一般的であった。しかし、 奈良期まではケガレ観が未形成であり、 仏教・神祇・道教・儒教・法思想などが祥瑞災異・ 」状告」父。御歳神発」怒、 『霊異記』上三〇・中五、 肉の穢れを忌避したわけではない。 『播磨国風土記』 以」蝗放;;其田;。 『拾遺』 「思想面での一面的 御歳神条などの 祭儀におい 讃容郡首 日本的神 至二於其 『書紀』 苗葉忽 (ある ع

には慎重でなければならない その典型は、 祭祀規定の実効性にも疑問の余地はあり、 いうべきものだが、 祀の歴史を集約しながら、独自の新たな方向性を持っていたようである。 あり方や祈年祭班幣の実施をめぐり、 以上のように、大宝神祇令は祠令等に拠りつつ、 平安期のケガレ観へ繋がる 在地の発想とは異なる秩序・ 、大きな軋轢を生じることになる。 〈清浄化イデオロギー〉とでも 制度/現実を直結させること 価値観は、 伝統的祭祀、 諸国の神社 国家祭

令制神祇官の官社管理と在地祭祀―統制の理想と実際

3

神社管理の実際についてみてゆきたい。 主に官社制との関係から神祇伯の職掌を確認し、神祇官による神祇統制 より一層拡充された機能・権限を持つに至ったと考えられる。ここでは 大宝 ・養老令制の神祇官は、 神祇令の成立を受けて、 净御原令制段階

神祇伯の職掌は「神祇祭祀、祝部神戸名籍、 【神祇官の職掌① |判官事 | 」であり、 「神祇祭祀」について、 大祇者地也 大神、 釈云、 享;;大鬼;、 孔安国孝経伝云、天精日 神祇祭祀】『養老令』職員令/神祇官条によると、 官社制との関連では傍線部が注目される。 祭二大祇」。 『令集解』 鄭玄曰、 諸説を手掛かりに考えてゆこう。 一神、 地霊日」祇也。 大嘗、 大神者天也、 鎮魂、 御巫、 大鬼者人也 周礼云、 ト兆、 まず 祀

は 惣

山代鴨、 出雲大汝神等是。 古記云、問、 住吉、 神祀諸祭。 出雲国造斎神等是也。 答 疏祭與 地祇者、 ||令祭||義異也。 大神、 大倭、 天神者、 葛木鴨、 伊勢、

田

而読。 神祇令」諸祭上。 跡云、 然広言時皆同耳 自」天而下坐日 但班 諸国社幣帛 レ神也。 就 亦在」末。 地而顕日. レ祇也。 又祀就 神、 祭祀謂 祭就 載 祇 於

如レ可 官 朱云、貞説、 名帳 依 ↘掌;;諸国社;何。……又云、神祇令云、凡天神地祇者、 |常典 | 祭之者。 |之由_。若臨時為_奉_,幣帛等,歟何。私案、見_,神祇令終條 掌二社名帳 此則用 耳。 _祭字 · 者、 但祭祀之事不」可」掌。 惣 三称辞 耳者。 未 知 而

地之祇也。 跡記云、 讃云、 案於神日」祀、 問、 此祭祀者、 故神祇令天神地祇也。 神祇二字有 於祇日」祭也。 神祇令所」謂、 別。 答、問、 但神祇令用二祭字 孔安国孝経伝云々者。 仲春年祈祭以下、 祭祀意記。 者物 季冬道饗祭以 答、 称辞 案天之神 周礼云々 耳

天神 宝令』 様に だったのか、 祀諸祭」) ついては班幣においてのみ関与すると述べている。これに対して、 対するのが祭であると注釈する。また管掌する祭祀の範囲については、 跡記」「貞説」が、)区别 第 |常典| 祭之」に関する『集解』 一に問題とされているのは、 周礼 地 の注釈書「古記」は独特で、本条にいう「祭」(『大宝令』では 諸祭是也。 である。 は神祇令規定の 祇の神祭りを指すとする。 『養老令』神祇令/天神地祇条、 「令釈」 『孝経』 不レ及 基本的には神祇令規定の祭祀を指し、 「跡記」「讃記」 孔安国伝を引用、 諸国祭祀 「令祭」とは異なり、 天神/地祇と、それに対応した祭 諸説を補足的に確認しておこう。 神祇官が管掌すべき神祭りとは何 但班 など 天神に対するのが祀、 諸国社幣帛 『養老令』 「凡天神地祇者、 具体名を挙げた特定の の注釈書は、 一之日、亦掌行耳 諸国の神社に 神祇官皆 地 祇に 神 大 /祀

汝神 常典 _ 以上、 大倭、 天神者、 |祭之。常典者此令所 古記亦无」別也 葛木鴨、出雲大汝神等是也。 伊勢、 山城鴨、 住吉、 、載祭祀事條是也。 出雲国造斎神等是也。 凡天神地祇者、 釈无」別也。 神祇官皆 地祇者、 自 大

依

即位、 大嘗每世毎年等、謂, 穴云、 二常典 惣 依 也。 祭天神地祇 常典 其大宰主神與 祭 二之常典 時、 謂四 皆可一物祭 季所 也 神祇官一、 若調度斎日等、 洞 _ 巾 及祭之調度、 其祭可 、違失者、 , 有 別式。 依 此神祇祭祀 別式 但 備儲

|神祇官之不」預諸国社者、 常典、 皆依 常典 謂自 祭、 ||仲春 謂在 _ 以下、 不 諸国 班 季冬以上、 |幣帛 |耳 社皆約 是日 此 為 依 班 常典 給幣帛 - 祭之上。 者

矛盾した見解を述べている。「古記」の列挙する神社のうち伊勢・住吉 は、「古記」説を採用しつつも「常典」を神祇令(所載の祭祀規定)と解し、 問 の 特定神社の神祭りを指すと解釈している。 「天神地祇」 について、 「古記」 は職員令 『令義解』 /神祇官条の場合と ح 「令釈

> ろう。 うが、 きたが、 Ł, 統朝からの底流として理解すべきかも知れない らの神祇が確定されてゆく歴史的経緯については個別の検討が必要だろ 律令制以前の王権の守護神であったと述べている点も参考になる。 (85) 定的に捉えている。大関邦男氏が、官社の中核は畿内豪族の神ではなく については祈年祭班幣にのみ関与したと述べ、その祭祀統制の範囲を限 本来特定の天神地祇 11 目されてくる存在である。 大神・ る可能性があろう。 「古記」 これまでは班幣祭祀に象徴される大規模性、 王権の世界観や、 大倭・出雲は、 平安祭祀制における特定神社への奉幣という思想も、 のそれも孤立した学説ではなく、 (王権が特に尊崇したもの) 前述のとおり、 近年有富純也氏は同様の解釈に基づき、 その支配領域の実質的拡大と軌 「令釈」などが九世紀的な解釈であるとする 天武~持統朝に奉幣対象として注 八世紀の実状を反映して の祭祀を担い、 画 性が注目されて 一するものであ 諸国諸 天武~持 神祇官は

諸説を確認しておこう。 するという解釈がみえているが、次に「祝部神戸名籍」 【神祇官の職掌② 祝部神戸名籍】 すでに、神祇官は班幣の帳簿を管理 に対する 集解

政官 謂 為 若无,,戸人 |祭主 | 賛 者通取 レ辞者也。 庶人 其祝者、 也 国 司 於 神 戸 中 ·簡定、 即 申 太

支 説文曰、 祝者為 祭主 | 賛」辞者也。

遭 戸内 | 、无 | 神戸 | 者、取 師説云、 ,喪服闋復,任也 或国司選定、 或神祇官遣;;使卜定 庶人 」也。民部例、 免 也。 課役 有 。若犯, 神戸 ル罪差 者 取

任耳 祝部犯 在 古記云、 祝部一 罪 人身 問、 遭 祝部 喪、 或国司選定進上也。 若為 何人。 三処分」。 答 取 答、 _ 神 戸 或神祇官遣 犯 之内 罪差替、 0 又无 使ト 遭」喪服関 神 定 戸 也 所 問

穴云、 祝部取用及考選、 並依 別式 也

各送

本司 。

即神戸籍亦須

准

此也

との関係から生じるものであろう。 官の管轄となり、 場合のあることを付け加えている。 「師説」 告すると記し、「古記」「師説」が、神祇官が使者を派遣し直接卜定する おける祭祀官の翻案表現とみられる。 る。 を引用、 `輪す田租・調・庸の用途について記されている' >後に復任させるとしている。課役免除の手続き上、 、がある場合は神戸から、ない場合は庶人より国司が選出、 まず祝部についてだが、その名義について『義解』「令釈」が 『家伝』などが述べる中臣氏の名義と同様であり、 「讃記」が、 祭祀を司り神 若犯 選定には国司の関与もありえた。 」罪差替、 罪を犯した場合は交替させ、喪に遭った場合は服忌 、人の言葉による通交を媒介する者と解釈してい 遭」喪服闋復」任者、 その「神戸」については、 また差替・復任については、 任用に関しては、 是時行 神祇官の管掌は神戸 任用・差替は太政 いずれも漢 少事耳の 『義解』 太政官 主に彼ら 一古記 『説文』 神

神宮 調庸及租一。 |及供」神調度上、皆国司検校、申||送所司 云 格、 問、 役 而充产造 神戸行事。答、 |掃レ社等|。 =神宮 並供」神料上者、 神祇令云、 神戸調庸及田租、 但雑徭者役 _ ***** 者。 是知、 神戸者輸 公事 並充 耳 造 0)

其身 私 逆 修 勅 弘仁二年九月廿三日官符云、 改更 |理神社|、随」破且修莫上 諸国神戸、例多二課役」、 致 ||緩怠|者、 随 以状科処也 致 | 大損 | 。 供」神之外不」赴二公役 応」令 |神戸百姓修 国司毎年巡山検修造」 三理神社 宜产役 事

国司 弘仁 、財源に充て、また雑徭として社の清掃も課すとする。 讃記 に監督させるとしている。 年 謂 は、 祝部名帳、 神戸の租庸調は国司が検校して神祇官へ送付、 九月二三日官符を引いて社殿修造を神戸の義務とし 神戸戸籍也。 最後に、 ||戸令|、 「名籍」 についてみておく。 雑戸戸籍、 『集解』私案では 更写:: 一 社殿修造 通

> 釈云、 名籍者、 祝部名帳、 神戸々籍也。 古記无 ル別

跡云、 无」別。 又云、此等皆別写可 ン送也

此書云、 神祇官 不レ可 後記 不」同也。又更云、籍者猶」社。 私情不」安何。 朱云、 也。 掌。 耳。 神戸名籍者、今案,,此等説,、神祇官只掌,,名籍 祝部神戸名籍者、 讃説、 未」知、 未」知、 不」掌心。 祝部神戸名籍者、 其理何。 神戸計帳亦掌何。 而専神戸人不」作 国物造 但令釈及諸説、戸籍掌者 何者、 籍 祝部名帳也。神戸々籍並掌。 門籍是不二必戸籍 貞説不」掌也。 通 之外、 二計帳 別更写 何。 諸説皆同 答、 = 一 通 故者。 也 可 見 送 也 貞 又 籍

京職々掌云、戸口名籍者。又諸国職掌云、 私案、 名籍戸籍簿帳並同歟。 何者中務省職掌云、諸国戸 戸口簿帳故者。 又

籍計帳 分付、 知則彼調庸并田租等,也 亦別記可」送。 讃云、 一如二公戸帳籍 一也。 名籍者、 此籍與川門籍 問、送方如何。 就二上二色 _ 也。 - 異。 問 也。 答、 其計帳者雖」无二正文一、論」理尋」情 此 言掌;;祝部之名帳;、 司掌 作 謹解、 _ 神戸 籍帳 送...太政官..。 _ 意。 亦掌 答 官受取 為 神戸

かも知れない 国 掌と密接な関係があったと考えられる。 おける官社制関係の職務は、 これらは組織と財源において官社の運営に不可欠であるから、 ろ、祝部や神戸の管理は、籍帳制度下で初めて実現するものといえよう 官へ送り、そこから中務・民部・神祇へ配分されると記す。いずれにし 写して神祇官へ送るとし、 と神戸の戸籍、 .司へ段階的に委託されてゆくことは、 まずその内実について、 「令釈」「古記」「跡記」「朱記」 「讃記」は神戸の計帳も含むとする。 「讃記」 『義解』 太政官・中務省 「令釈」 が、 は、 別に一通を写し謹解書式で太政 制度的な必然であったといえる 雑戸の戸籍と同じく別に一通 八世紀後半以降、 「古記」「跡記」 ・民部省のほか、 管理について、 は祝部 官社の管理 神祇官に 国司の職 『義

る国 したことがみえる 関係において成り立っているように、 紀 【在地祭祀の実態と官社制の変質】 神亀 守の職掌にも 年 (七二五) 「祠社」 七月戊戌条には、 が明記されている。 神祇官の官社管理が国司との密接な 『養老令』職員令 早く国司へ神社の清掃を命令 先にも少し触れたが、『続 /大国条におけ

便 又諸寺院限、 豈如」是乎。 転中最勝王経上、 詔 今聞、 |七道諸国|、 諸国神祇社内、 勤加 宜上国司長官自執 令 除 掃浄。 宛祈 国家平安 仍令上僧尼読 多有 祥、 幣帛 也 必憑 穢臭 | 幽冥 慎致 |金光明経|、 及放 |清掃 敬 雑畜 レ神尊 若無言 常為中歲事上。 仏 敬」神之礼、 二此経 清浄為」 者

ζ 神社認識は在地の実態と隔絶しており、 n ろうか。 はすでに述べた の理由は寺社境内の清浄化にあるが、「穢臭」「清浄」の認定自体が中央 律令によって保証されていることを看過してはならない。さらに、 天平期の正税帳にも 上記詔はむしろ、 支配層のみの発想であり、同じベクトルが神祇令にも作用していること る 国司による部内神社への奉幣を、 (天平九年 〈律令的神祇体制〉 「隠伎国正税帳」・同一〇年「周防国正税帳」)。 その後何度か、 〈七三七〉一一月癸酉条·天平神護元年〈七六五〉一一月壬戌条)、 (境内に放された「雑畜」は、犠牲獣だった可能性もある)。 律令神祇行政の理念を徹底しようとするものではなか 「神社造用穎」などが確認できるようになる(天平 の終焉とみる見解もあるが、(86) 遣使による諸国神社の社殿造営・修造が督励さ 天皇の神祇惣祭を神祇官が代行す 命令の実効は覚束なくなってゆ しかし、 国司の祭祀権はその かかる国家の 清掃

一二日の官符を引用しながら次のように述べる。『三代格』神社事/宝亀八年(七七七)三月一〇日官符は、前年四

月

太政官符

督;;課諸祝;掃;]修神社;事

違犯 勤 潔 レ便令中申上上。 右撿 掃修 斎祭事 必科 案内、 神社損穢 国司 違勅之罪 自」今以後立為 太政官去年四月十二日下 一人専当撿, 宜 者。 収 今改建」例、 其位記 ||恒例 校其掃修 差替還」本、 更重督責。 之状 諸国 一符偁、 每」年申上。 即録 若諸社祝等不り 掃 修神社 由状 若有

宝亀八年三月十日

要請する「清浄な」神社像と列島の伝統的な祭場の様子とが、 響を受けつつも一貫して価値の基準であり続けるのである。 性89れ による祭祀の斎行など、多様な形態を持つ宗教的実践者のなかへ解放さ 首 と理解されるようになってきた。「古記一云」にみえる ではそうした枠組みの外部に存在した、多様な村落祭祀のひとつである 料とされた『養老令』儀制令/春時祭田条とその『集解』 だったのではなかろうか。 野之内 月二七日官符は、神社破損の情況を「或指;|枯木之下|称」社、 離していたことが原因だろう。(87) せない。 くまで自身の処罰と引き換えの措置であり、 したが、翌年からは祝らも同様の義務を負い、それぞれ罰則を科せられ 「のうち、 つつある。 長制の枠組みを離れ、 宝亀七年の段階では、国司一人が神社清掃・社殿修理を専当して検校 国司が祝の任免権をも認められるのは統制の強化ともいえるが、 かかる事態に至ったのは、 国家側の史料に現れるのは主に前者であり、 官に要請された国家神/在来的地域神という官社の二面 巫女・審神者からなる男女の神職や、 かつて、 『新抄格勅符抄』長保元年 神祇官や国郡司による村落統制の史 山本信吉氏の述べるように、 職務励行以上の意味は見出 後者は制度の影 「社首」も在地 諸説は、 (九九九)七 或排 祝・祭主 大きく乖 国家の 近年 = 荒 あ

この点については、理念的には神祇を服属させ参集を要請する天皇が、かりか、同時期、祈年祭班幣における神祇官への参集も闕怠されてゆく。官社化による保証と引き換えに課される義務は拒否され、社殿修造ば

らに国司への委任が進んでゆくことになる。 とした神祇制度は実態との距離を縮めることができず、 祀という概念・システム自体の矛盾にも一因があろう。 それらによる自身・国家の加護を祈らなければならないという、 律令国家の理想 財源も含め、 班幣祭 さ

❸神仏習合の受容と定着

に、 合までを概観しておきたい。 きな進展があった。本章ではこの点に学びつつ、神仏の邂逅から初期習 社殿を備えた官社の成立に寺院伽藍との関係性が指摘されてきたよう(%) 古代の神祇を理解するうえでは仏教の存在を避けて通ることはでき とくに近年、 神仏習合に関しては、 外来説への再注目をめぐる大

神仏交渉の起点―『書紀』 崇仏論争の述作と隋唐仏教

1

て編纂、 至る き出した。蘇我氏が皇位継承問題をめぐって物部氏を滅ぼし、 問題へ収斂し、崇仏派/廃仏派の二項対立と後者の滅亡の物語として描 は、 なる廃仏と応報のベクトルを中核へ据え、それを強引に再構成したので 物部氏にも氏寺が存在したらしいことからすると、 みられる。 権と仏教興隆の主導権を掌握したことは事実であり、馬子が中心となっ 的な宗教戦争であったとは思えない。 形で多様に惹起したと考えられるが、 もはや学界の常識になっている。(91) 本における神仏交渉の起点、『書紀』の仏教公伝から法興寺創建に 〈崇仏論争〉記事が、一種の説話として造作されたものであること 以降蘇我本宗家が保管していた史書『国記』に記されていたと しかし、蘇我氏が神祇祭祀に大きな影響力を持っていたこと、 仏教伝来自体は六世紀前後、 『書紀』 『書紀』はそれを国家的受容の 編者は、 両氏の衝突が二者択 中国仏教に連 政治の実 私伝

0)

主要な素材となったことは疑いなかろう。 とみられる「百神」「戎神」の語句など、竺仏図澄伝が崇仏論争記事の 諮問に対する中書著作郎王度の廃仏的主張、 伝 臣が外国神/自国神の文脈から反対する中核的箇所は、慧皎撰 ら議論を呼んでいる。また、天皇が崇仏の可否を群臣に諮り、 えに五五二年当時の記述ではありえない)、舶載時期と述作年代の関係か 長安三年 灰燼に帰したとする。 目による崇仏も、 済よりの仏教公伝が大夫層に軋轢を生じ、試みに始められた大臣蘇我稲 崇仏論争記事の端緒をなす欽明天皇一三年(五五二)一○月条は、 巻九神異上/竺仏図澄伝との類似が指摘されている。後趙王石虎の(空) (七〇三) の義浄訳 疫病流行を契機に、大連物部尾輿・中臣勝海によって 聖明王の上表文やそれを受けた欽明の描写には、 『金光明最勝王経』 「百八十神」 が援用されており 「蕃神」 物部・中 『梁高僧 の原型 百

界が、 年 成立した道世の『法苑珠林』は、(%) として「瘡」「癩」に苦しんだことを端的に記す。また、 護法沙門法琳の『弁正論』 廃仏から王の病を経て崇仏に回帰する流れは、北魏太武帝(太平真君上 を奉じた蘇我側が勝利し、法興寺創建の物語へと帰結することになる。 後者は臨終に際し、初めて主体的に崇仏の意志を表明する。 あることを暗示する点に差異がある。敏達も用明もその病で崩御するが、 妙な罹病に続いて二度目の廃仏を記す。その表現・内容は、 舎利出現の奇瑞を道宣撰『集神州三宝感通録』によって造作、 によって再現される。『書紀』は大臣蘇我馬子による崇仏の再開を追い 一三年一〇月条をほぼ踏襲しているが、「瘡」 、物部の対立は皇位継承に絡んだ武力衝突へ急速に発展、 欽明天皇一三年の構図は、敏達天皇一三年 〈四四六〉)・北周武帝 因果応報に拠った歴史の必然として導き出したパターンである。 (建徳三年 は、これらの王が伽藍破壊・経典焼尽の業報 廃仏を断行して悪病を患った北魏の宰 〈五七四〉)の廃仏を経験した中国仏教 病の流行が廃仏の結果で (五八四) 以降、 最終的に仏教 七世紀後半に 以降、 欽明天皇 馬子の奇 次の世代

された可能性が高い。 相崔浩が、 や字句には はり病に苦しむ太武帝の薨去の後に仏教の復興がなされたと語る。 仏を「大神」と知って改心するもののついには誅殺され、 『書紀』と類似、 共通するものもあり、 やはり述作の参考に 表現 ゃ

なら、 W 国家が目標とする隋唐帝国の文化的繁栄が、 た字句は漢籍の翻案であり、 も再考の必要が生じてくる。そもそも当初から仏を神として扱っていた イデンティティーとして様々な教学的発展を果たしており、 注目したからだろう。とくに中国仏教界は、 表現が漢籍に由来するとすれば、 . 日 『書紀』 本仏教界もその共有を志向したのではなかろうか。また、 〈習合〉という現象自体が生じえまい。「蕃神」や が仏典・漢籍を用いて架空の崇仏論争を述作したの 実態を反映したものではないと思われる。 これまで定説であった仏教蕃神観に 廃仏のトラウマを共通 廃仏からの復興である点に 「仏神」とい 誕生間もな 崇仏論争 は 律令

舟

初期 〈神仏習合〉の成立―中国的原型の受容と日本的変容

2

説が中国に由来することは確実であり、(%) 0) 日中の神観念の相違が明確に出る前者を対象にまとめておきた 脱〉、仏教に帰依して守護神となる〈護法善神〉に大別できる。 ここでは 自らの現身を悪報と捉え、 いように進展していったかに焦点が絞られつつある。 神仏習合には膨大な研究の蓄積があるが、(⑤) 仏教的功徳を積むことで離脱を願う 現在は、 神 / 仏を融合する論理 その受容・日本化 習合言説は、 〈神身離 言言

には、 国の太子、 脱 【中国東晋期における (成立)、 言説の典型は、 法琳撰 天監九~一七年(五一〇~五一八) 同一八年 安世高による宮亭湖廟の蛇神済度伝承である。 『弁正論』 五九 後漢末(二世紀後半)に訳経家として活躍した安息 〈神身離脱〉言説の成立】 巻七所引の 成立の恵皎撰 『晋寺塔記』 成立の僧祐撰 『梁高僧伝』 中国における 逸文(梁代、 卷 その典拠史料 『出三蔵記集 所引の安清 〈神身離

> 伝えているものと推測される。 伝を原型としている。このうち、『晋寺塔記』 伝などがあるが、これらは五世紀前半の仏教系志怪小説 みを抄録しているのに対し、 『梁伝』 出三 『梁伝』 安清伝を掲げておこう。 逸文が伽藍に関わる要素 が原話をある程度忠実に 『宣験記』 0) 所

0)

然不 高即取 亭廟神 里 高日、 レ手然後乃滅。 至 出衆人不、怪也。 堕 嘗有上乞;;神竹;者上、 **䢼亭湖廟** 於是廟神歇末無 去後神即命過。 若於此捨」命、 昔外国与」子倶出家学」道、 有 人敬憚莫」不 |高膝辺|。 此神報」。 今潯陽郡蛇村是也。 吾有 見 沙門 故来相度何不」出」形。 疓 編物 。高謂 振 周廻千里並吾所」治。 可 二絹千疋并雑宝物 此廟旧有 錫 |辞別而去。 今見 高向之梵語数番、 (條忽之頃便達) (f)² 暮有; 一少年; |便呼上|。 穢 江南 | 攝影 船人 日 神従 復霊験 |汚江湖|。 三同学 未 0 」。(高同旅三十余船奉」牲請 床後 霊威。 か許 高 舟侶颺、帆 |悲欣可」言。("寿尽||旦夕|、 客咸驚愕、 99 向之少年 _ | 輙取 、 好行 (f) 出 当レ度 神曰、 |豫章| 我当 後人於山西沢中見 商旅祈祷乃分 レ頭、 以二布施 讃唄数契。 可 上」船長跪 ||布施| m為立」法営」塔使」生 |山西沢中|。 舫即覆没、 即䢼亭廟神 請」高入」廟。 過 蟒復出 形甚醜異衆人必懼。 乃是大蟒、 即以 廬 故珍玩甚豊、 而性多 Щ 蟒悲涙如 | 廟物 高前 レ身登. 風上下 度 竹還;,本処;。 不レ知 此身滅後恐堕 (b)神告 普 **順**怒 得 受 造 山 福 死蟒 各無 同 而望、 其呪願 離 東寺一。 , 雨須臾還隠 而醜形長大。 学上。 尾乃長短 以 善処 悪形 高日、 乃降 高日、 二瞋恚 今為 留滞 頭 自 行 尾数 矣。 也 祝 達 地 仴 批 是 高 吾

身に献じられた絹や種々の宝物を布施し、 と出逢う。 安世高は豫章へ向かう途上、 神は戒律を守らなかったために長大な蛇身へ堕しており、 前世の同学だったという宮 来世に善生を得るための造 郑 亭廟神 自

教団であろう。(≥) 所引 塔を願う。 国社会に巨大な影響力を持っていた慧遠、もしくは彼に代表される廬山 その形成主体として最も蓋然性があるのは、 歇末無;;復霊験;」 関する神の願い→e神のための作善行為→fi神の入滅、 要素を便宜的に示したものだが、それぞれ(3)神の出現→(b)自身の宿業 体を目的として、 八三、『太平広記』巻二九六所引『述異記』逸文、『北堂書鈔』巻一三三 ことは、 に関する神の語り→ⓒ神身の苦悩に関する神の語り→団仏教的作善に 四~五世紀の宮亭廟神が商旅の人々から強固な信仰を集めていた 『述異記』逸文などの説話から知ることができる。①②「於是廟神 廟神を悪形から解脱させたという。 『捜神記』巻二−八○話(以下、二−八○のように略記)・八一・(⑩) 世高はこれを受けて東寺を創建、また瓦官寺に三層塔を建立 仏教側から語り出された言説であったと考えられる。 にみられるように、 神身離脱はかかる民間祠廟の解 引用文中の下線部は必須の 四世紀末~五世紀前半の中 を意味してい

情の止滅によって成立していることは、慧遠の教学的立場を踏まえてい けており、 後報の三報が存在することを説いた。さらに 因果応報説を現報主義や儒教の家の論理を通じて批判する誤解を の基本経典である『安般守意経』等を訳出した安世高を称賛した。(昭) ると考えられる。呉会地方における同時期の山岳仏教でも、 ていること、 じる母胎として、 論 布施によって実行されている。 慧遠は師道安の立場を受けて小乗禅を基底に大乗仏教を理解、 においては、精神と肉体を結びつけ万物の生滅変化・輪廻転生を生 によって正し、 」を提示している。廟神は「瞋恚」を原因に生報として神身を受 ^(৬) 離脱のための仏教的作善は、 応報が現報でなく生報であること、 外物に執着する五官から情欲、心までを含む幅広い概 応報は自業自得であり、 輪廻が瞋恚=情によって引き起こされ 供進された「絹千疋并雑宝物 その現れ方には現報・生報 『明報応論』 解脱が外物への執着= 『形尽神不滅 祠廟などに 小乗禅 三報 また、

にして、初めて可能になったと考えられる。説の成立は、因果応報論の確立に偉大な業績を残した慧遠の思想を背景果応報論に取り込むという特異な発想は生じていない。〈神身離脱〉言祀られる山神をどのように扱うかが大きな課題となっていたが、神を因

事記 の創建 寺の創建 二嘉祥三年〈八五○〉八月五日官符)、⑦沙弥道行による「伊勢大神」 創建 論理が言説 = 物語として判明するものは少ないが、②③®①⑰には、 承和四年 寅条)、⑰賀春神宮院の創建と神前読経の創建 阿蘇神社における神前読経 大神寺の創建(『今昔物語集』二〇―四一)、⑤高雄神願寺 院の創建 経・七間堂の創建(『霊異記』 勢神宮寺の創建(『続紀』天平神護二年〈七六六〉七月丙子条・『太神宮諸 九一奥書)、⑧多度神宮寺の創建(『多度神宮寺伽藍縁起并資財帳』)、 ための『大般若経』書写(天平宝字二年〈七五八〉一一月『大般若経』 次第并本縁起」)、 ⑤松浦神宮における写経と神宮寺 と神宮寺(弥勒寺)の創建(『八幡宇佐宮御託宣集』巻六神亀二年〈七二五〉条)、 合の事例には、①備後三谷寺の創建(『霊異記』上七)、②気比神宮寺の めるのは、七世紀末~八世紀のことである。平安初年に至る初期神仏習 (『遍照発揮性霊集』 【古代日本の〈神身離脱〉概要】 八〇天長六年 (『家伝』下/武智麻呂伝)、③若狭比古神願寺の創建(『類聚国史』巻 神護景雲元年〈七六七〉一〇月三日条・一二月条)、 (『三代格』巻二天長元年九月二七日官符)、 〈八三七〉一二月庚子条)などが挙げられる。このうち、 (『叡山大師伝』・『叡岳要記』 (『続紀』 〈八二九〉三月乙未条)、④宇佐八幡宮における神前読経 ⑥鹿島神宮における写経と神宮寺の創建 所引 神護景雲元年九月乙丑条)、 「沙門勝道歴山水瑩玄珠碑并序」)、⑬比叡山神宮禅 (『類国』 下二四)、 日本において神仏習合現象が語られ (弥勒知識寺) 卷一八七延暦一三年 上所引「延暦寺根本神宮寺記」)、 ⑫補陀洛山神宮寺の創建と写経 ⑪陀我神社 (『叡山大師伝』:『続日本後紀 ⑩宇佐八幡·宗像大社 の創建(「松浦廟宮先祖 (神護国祚真言寺 ⑩八幡比売神宮 (七九四) に関わる神前読 習合の 三月戊 神

れる流れは、 が訪れる。 確に表れている。 身離脱〉 (g) 程度実態を伴う言説か分かりにくいが、③⑧⑰には列島的な特徴 疫病 形式がはっきりと確認できる。 水旱・不作と表現され、 仏教的なものとはいえ、 従来の祟り神言説に共通するものと考えてよい 例えば③では、 (e)神宮寺の造営を経て(h)豊穣や安寧 (b)f)を完全に欠く一方、 祭祀によって災害の鎮静化が実現さ ②⑪は中国的色彩が濃厚で、 神の苦悩は が明 الح

わ

(大神感之、 思下帰 吾修行者。 刳 · 厥後年穀豊登、 |依仏法 ·宅継辞云、 時 赤麿即建 年穀不」稔。 化 人語宣、 以免中神道上 拠,檢古記,、[®]養老年中、 人无,,夭死,云々 道場 宅継曽祖父赤麿、 此地是吾住処。 造 無

果 二仏像 斯願 (c) 我稟 帰 号日 心仏道、 致 疫癘屡発、 神願寺 災害 神身 耳 練 病死者衆 苦悩甚深 |身深山| 為 汝能為 大神

明確な初見であり、 注意しておきたい。 神の姿が やはり神宮寺の創建が山山々を緑に変えてゆく。ここで、 17でも、 「左半身似 (g) 木々の生えない荒れた崖地が神の苦しみを反映しており、 神と自然環境との一体的な繋がりを示すものとして 人、 右半身如」石」であるという点は、 顕現した香春 神体山の

助守護。 光相助。 今呼 我当上為 滅夕」、四恩之外、 年年滋茂 我是賀春。 無 賀 披」衣呈」身而見、 昔 有 春神宮院 若欲 求 託宣実有、 大師臨 | 州木 ()(伏乞;和上;、幸沐; 村邑翁婆無」 |法助 | 昼夜守護」。 知 _渡 厚救 是也。 我助 宛如 海 所」求不」虚。 時 不 |神道|。 (開)講以: ||夢半身|。 左半身似人人 以 路次寄 現 (竟)夜明旦見;;彼山 慈善根力、 光為 即便建 大悲之願海 乃大師本願、 後 |宿田河郡賀春山下 又託宣日、 験。 其山崩巌之地 右半身如力 豈所」不」致哉。 法華院 因 早救 茲毎 始」登山朝 海中急難時 石 一急難時 ||業道之苦患 0 漸生 講 対 右脇崩巖重 夜夢梵僧 法華経 _ 和 上 : (i) 終 艸木 我必 有レ 言 入

> 欠き、 れることと整理できるだろう。 列島的な 神の苦しみを(夏災害として表象、 〈神身離脱〉 の特徴とは、 (b) (e) 宿業の語りとぼ入滅の記述を を通じ(h) 環境の安定化が 謳

平氏は、 再検討を行う必要性があろう。 は一定の妥当性を持つが、 より大きな現世利益を得ようとしたものと解釈している。(®) ギ て共同体=神から離反した地方豪族・村落首長層が、遊行僧のイデオロ 義江彰夫氏は高取説・河音説の延長線上に立って、私的所有の追求によっ らを私的経済活動を促進する新しい勧農神へ転化しようとしたとする。(ツ) 僧・私度僧らのイデオロギー的指導を受けて神身離脱を生み出し、 たのが祟り神の表象であり、 新興の富豪層に対し、 族自身が祖霊と融合、 方豪族を担い手とし、 代の神仏習合は、どのような目的で実践された宗教的言説であり、 説 【日本的 ー指導によって罪業意識を癒し、 の相違は、 行為であったのだろうか。高取正男氏は、神観念の変遷の問題から地 私利追求によって農業共同体の社会的基盤を解体しつつあった 〈神身離脱〉 一体何によってもたらされたのだろうか。そもそも日本古 の成立と意味】 班田農民層が旧来の共同体神に結集し抗議を行 誕生した人格神の表現であるとした。(『『) 〈神身離脱〉 中国的 富豪層は山林修行を基礎とした密教系の官 言説の消化 、私的利害と共同体秩序の亀裂を縫 とは、託宣を為す それでは、 (受容と拒否) この ・中国 〈人神〉 これらの見解 / 列島間 に留意して また河音能 =地方豪 それ 宗教 0

5 されてきた。 そして神観念自体の相違によると考えられる。中国の 幽明録』 の正当性を主張しつつ弾圧を回避しうる教説として善悪現報を喧 うまでもなく、 欠如である。 まず注意しておきたいのは、 『宣験記』 六朝 これは、 因果応報説をめぐる儒教・道教との論戦のなかで醸成 『冥祥記』 隋唐期に三度の過酷な廃仏を経験した仏教界は、 日中それぞれにおける言説形成の情況 『冥報記』などを盛んに著してゆく。 列島的言説における(b) (神身離脱) 神の宿業の 〉言説は、 の相違、 前世 語り 伝 自

除き、 ない)、解体が目的とされた形跡はない。それでは、(≘) の完全な解体が意図されているが(ゆえに〈神身離脱〉なのである)、 りといった内的サイクルでは死/再生を繰り返すが、全く別の存在に生 側史料に例外なくぼ神の解脱が語られない点も、その延長線上に理解 民間布教の常套手段だったのである。因果応報説の歴史が浅い列島では(®) は何を目的としたのだろうか ではなく、 本側では習合後も神社が維持され続けており(よって、厳密には(神身離脱 まれ変わる輪廻転生の対象とはならない。また、中国側の言説では神廟 すべき問題である。基本的に自然神である列島の神は、 情況は共有されず、)悪因を強調して神祇を相対化する論理は、こうした文脈で醸成された (b)は必要とされなかった(理解されなかった)のであろう。 寺川眞知夫氏のように「神身離脱願望」言説と呼ぶべきかも知れ 仏教国の証明たる現報譚をまとめた① 列島における習合 四季の移り変わ [霊異記] 列島 日 を

拡大も、 が民衆に大きな負担を強いていた。 政 以降の八世紀後半である。それから⑰に至る九世紀前半までの間は、 にあったとみていいだろう。列島側〈神身離脱〉 れるべき新たな祭祀者・祭祀の方法が、僧侶と仏教へ転化しているに過 る大規模な国家的開発、 遷都といった国家的大事業、 た確実な年代は、②『家伝』の成立した天平宝字年間(七五七~七六五) 自然災害型)と同じく、災害の発生理由を説明し対処法を提示すること うまでもなく 病や災害の発生/終息に仮託して表象するものが多い。かかる形式はい 前述のように、列島側の〈神身離脱〉言説では、 ・外政とも不安定で幾多の政変が生じたほか、蝦夷征討や長岡・平安 共同体の精神的紐帯である自然神を動揺させ社会不安を誘発し よってその社会的機能も、 〈祟り神〉 言説のそれであり、卜占と祟りを通じて探求さ 郡領氏族や新興富豪層による私利追求的な耕地 頻発する疫病・旱害・飢饉などの自然災害 先に触れた 〈神殺し〉 言説によって正当化され 〈祟り神〉 が言説として編成され 神の苦悩/救済を疫 言説 内

いる。 レ水苦」、数日霖雨、 平宝字七年九月庚子朔勅には、「疫死多数、水旱不」時。 堰 る心性、それが妥当性を持つ社会・時代情況が問題なのである)。『続紀』 火自体が問題なのではなく、それを りというロジックで偽装され、中央政府もそのことを信用していた(E) 所 出雲伊波比神崇云、朝庭幣帛、而頃年之間不」給。因」茲引,,率郡家内外 が引く同年九月二五日武蔵国司解は、 損 ように、 説で説明され、社会不安の解消に利用されたらしい。例えば先に触れた ていたであろう。そうした過酷な情況は、前代に引き続き 一之過也」とあり、 官物 一方、 。此者、 八世紀後半の東国を中心に頻発した神火事件は、 前掲の天理図書館蔵宝亀三年(七七二)一二月一九日官符 国郡司等不」恭 抱 政府は祟りの要因として国郡司の怠慢を批判して |流亡嗟| 。此者国郡司等使」民失」時、 |於国神 | 之咎也。又一旬亢旱、 〈祟り神〉言説によって説明しようとす 「仍卜占、 在二郡家西北角 神火屡至、 当初神祇の 〈祟り神〉 不」修 致 神 -无 - 堤 天 徒 言

ではない。 有されうるかが重要で、 社会的に蓋然性のある説明方法が何か、 係のなかから紡ぎ出されてきたものと考えられよう。 後半にもその構図は生きていた。同様に Ш る神祇自体は何も変質しておらず、事実、②③⑧①⑰の立地は等しく河 が、祟り神を奉祀する新たな技術として注目されたのである。 でいた。そこで、 はみつからず、 的探求であるわけだが、混乱する政治・社会情況のなかで容易に帰着点 政府の過ちを指摘している。かかる応答は祟りを鎮静化する方法の現実 の流れる山麓で、一般神社の典型たる水の祭祀場を想起させる。 ♪有雷神 | 発; |此火災 | 者」とし、卜占と祟りのロジックを用いて逆に 言説の運用者は王権と在地豪族であり、神火事件の生じた八世紀 『高僧伝』 〈祟り神〉 当時国家的に喧伝され民間にも浸透しつつあった仏教 に倣った宗教的実践を展開したという満願ら山 各言説の担い手を階層別に分断して理解すべき 言説は社会不安を払拭する役割を果たせない どのような物語が社会全体に共 〈神身離脱〉言説も、 いずれにしても、

割を果たし、社会を鎮静化する新たな物語を紡ぎ出していったのである。修行僧、延慶や景戒といった学僧・唱導者は、かつての卜部と同様の役

甲安祭祀制の成立

平安祭祀制は、 祀の内容や形式のみならず、神社そのもののありよう、また神仏習合の 営を阻害し、 律令祭祀の矛盾と官社の 現実世界と人々の心性の双方で具体化されていったのである。 治や社会・経済の情況、 論理・思想までが、矛盾を解消する新たな形態へと変化していった。 には曖昧模糊としていた神観念や祭祀のあり方、神社空間の構造などが ものの、 奈良期に構築された律令神祇制度は、その実効性については諸説 神仏信仰にひとつの明確な輪郭を与えた。それによって、 現実に対応したシステムの更新を要求する。 混沌とした中世的神祇信仰の世界へと接続してゆく。 環境の変動などと絡まり合いながら、 二面性は、 次第に大きな陥穽を生じて制度の運 そうして、 それ しかし、 前代 ある 祭 政

畿内特定神社への奉幣恒例化

1

帛を奉献することになったと記されている。 れることになる。 対応措置として、 而道路僻遠、 で延暦一七年(七九八)には、 当時の諸社の実態、祭祀の現実からすれば無理があり、宝亀年間 せて幣帛を頒布する、 七八〇)には、 可 ・令制祭祀の典型である祈年祭は、 奉 新年幣帛 往還多」艱。 早くも神職の不参が目立ち始めるようになった。そこ 負担の大きい遠隔地の官社は、 『日本後紀』 神社上。 〈班幣〉 今便用 先」是、 逸文·同年九月癸丑条(『類国』 祈年祭における幣帛の一括頒布が見直さ を中核としていた。 ||当国物||」とあり、 諸国祝等、 各国諸社の神職を神祇官へ参集さ すなわち祈年祭の幣帛が、 毎年入京、 その所在国において幣 しかし、この制度は 地方神職不参への 各受 所収) 幣帛 (七七〇 には、

> ず、 がり、 ŋ は るのである。 は、 な祈請対象は、数量的にも空間的にもさらに限定されてゆく。 には主に畿内周辺の諸社が選定されたが、 のである。 -央の神祇官で祀る官幣、 古代社会に定着しなかったといえよう。 ヤマト王権が律令制以前より守護神として崇敬してきた有力社であ 奉献の形式も、 神職不参の情況は改善されなかった。こうした傾向のなか、 後に一 かかる 祈年祭の律令祭祀たる由縁、 宮・総社制の構築される契機を作った。 〈国幣社〉 やはり伝統的・一般的であった遺使奉幣へと回帰す 国司が地方の国庁で祀る国幣とに分離された の成立は、 国司による神社行政の強化へ繋 遠隔地ではないにもかかわら 全国 律の頒布形式は、 方、 〈官幣 その中核 国家的 結局 社

松尾 所収) は祈雨 北 所収) 社 吉 てられ、昌泰 ~ 延喜年間 n くの加列記事がみえるので、この頃制度的に整えられていったと考えら 13 再編を図った一種の社格で、 してゆくに至る。 (II) とするパターンから始まり、やがて平安京周辺の特定神社を選択・固 意義を継承する春秋二季の祈年穀奉幣は、 完成している。 野・ る。 ところで、 への遣使奉幣制が確立する。これらのうちには式外社も含まれ、従来 ・丹生・貴布禰の十六社が固定、 「諸国名神社」とあるのが初見である。 ・平野・ には には「祈 祇園が順次追加、 『後紀』逸文・天長元年 奉幣の対象として挙げられ、 一調 気候悪化の平常化を願う臨時の祈雨・止雨奉幣、 稲荷・春日・ しかし、 風雨」 √除; |風雨損; 」ための名神奉幣、 〈名神〉は、 ための伊勢奉幣が実施、 院政期における日吉社の加列によって、二十二 地方社への祈請は国司への委任のなかで切り捨 (八九八~九二三) には、 大原野 『続紀』天平二年(七三〇)一 神階奉授と密接に関連しつつ神社秩序の (八二四) 八月丁丑朔条 一一世紀までには、 ・大神・石上・大和 嵯峨朝 伊勢神宮及び名神諸社を対象 桓武朝 (八〇九~八二三) 基本的な祭祀の形式が 癸巳条(『類史』 伊勢・石清水・賀茂 (七八一~八〇六)に 広田 ・広瀬・ (『類史』 吉田 ○月庚戌条 以降に多 龍 祈 H · 年祭 『紀略』 『紀略 ·梅宮 住

ていた。 国家と王権の関係、 の官社制を踏み越える枠組みを持つ。その重要視には、平安期における 天皇及び有力貴族の信仰のあり方が明確に反映され

特定神社祭祀の公祭化=内廷化

2

が大蔵省供出であることと対照的である。勅使発遣における天皇の臨御 これらに奉献される幣帛は多く内蔵寮の供出であり、 ②天皇外戚の氏神、 それぞれの時間的推移を概観しておこう。 内侍の奉仕がみられる点にも、 設定された神社には、大別して、①皇城守護神(と位置づけられた神社)、 設定、すなわち〈公祭化〉が大きな意味を持っている。平安期に公祭の 国家の祈請対象が限定されてゆく現象には、 ③天皇・貴族が私的に信仰した神社の三種類がある。 内廷的性格が濃厚に表れている。 神祇官祭祀の幣帛 年間恒例の奉幣の 以下、

騎兵を率いて参侯、 のとみられるが、 が表明されている。皇城鎮護を目的に、 茂氏の子女が担った神婚の祭儀を継承したものだろう。勅使発遣の際に が双方で行われる。斎王は上社の神館で一泊するが、これは、 と斎王が賀茂上下社へ行列、 保持していた賀茂氏、葛野秦氏の氏神であり、 は、 と微妙に重なり合って進行する。 を中核とする固有の祭祀も成立していた。公祭としての賀茂祭は、(⑴ 【皇城守護神の固有祭祀】 典型的な事例としては、 られる。 松尾の公祭はそれより以前の四月上申、 内侍への報告や飾馬の臨見があり、 、松尾社が挙げられよう。ともに、古墳後期より京都盆地に勢力を なお、 賀茂祭の宮中の儀では松尾社への幣帛供与がみられる 公祭化前の祭祀のあり方にも早くから王権の関与が認 太政官の弁・史生・官掌らが行事となり、 内蔵使による奉幣、 『儀式』によると、 祭祀の主宰者が天皇であること 賀茂氏固有の祭祀を踏襲したも 山城国司一人が葛野郡司 奈良期には、 近衛使による祝詞奏上 まず、 四月中酉日、 京城郊外の賀 御阿礼神事 かつて賀 神祇官の これ 勅使

> を授与されている点には注意してよい。 向するなど内廷的性格も認められる。開始年代は『儀式』成立の貞観年 史が奉幣する形で行われる。幣帛は大蔵省より供出されるが、 (八五九~八七六)を遡れないが、 同八年 (八六六)、 松尾社が正一 内侍が参 位

間

護神として公的奉幣の対象となっていった。 興の祇園社 していたと考えられる。その後、平安京住民の熱狂的な支持を集めた新 らの公祭化は桓武朝の発案にかかるもので、貞観までにはそれぞれ定着 してきた伏見稲荷社などが、同様の経緯で奉幣される神社である。これ このほかにも、平安宮宮内省に鎮座する園韓神社、 (御霊会)、今宮社、北野社 (北野祭) なども、 やはり秦氏の奉祭 広義の宮城守

る。 廷化を最も端的に示すのが、ここで扱う神社 【天皇外戚の氏神祭祀】 平安祭祀制の特徴、 ・氏族祭祀の位置づけであ 国政と連動した祭祀 0

的だが、 で、 る。 戸が分割されており、 中宮・東宮の執幣など内廷的要素も認められる一 参候など、 のと想定される。 左大臣藤原永手・神祇伯大中臣清麻呂のもと、公祭として設定されたも 格勅符抄』によれば、 否定しているが、 氏族祭祀の典型は藤原氏の春日祭だが、 紫微中台祭、件社入, 宮神例 」との天平勝宝七年(七五五)官符を 陰陽寮による祓執行日の勘申、 『後紀』延暦二 『私記』自体は、 これは貞観年間 藤氏長者に重要な役割は与えられていない。斎女の奉仕が特徴 国家祭祀としての様相を帯びている。 『儀式』春日祭条によると、斎行は二・一一月の上申日 福山敏男氏以来その信憑性は疑われていない。 一四年(八〇五)二月庚戌条には「春日祭使」がみえ、 すでに春日社の機構が整備されつつあったと知 天平神護元年 神護景雲二年(七六八)創祀に拘って同官符を (八五九~八七六)、藤原良房によって整備され 神祇官による準備、 (七六五) に鹿島神宮より神封二〇 『春日社私記』 方、 内侍の参加、 氏族祭祀的性質は 大臣以下官人の は、 「春日社 内蔵頭

0

たものと考えられている。

ある。 えて正当化しようとした形跡も窺えるという。 康宏氏によれば、 母体も含め、 見する。このような良房の動きは、 社の公祭であるが、『日本三代実録』 第は、やはり春日祭のそれに近い。天皇・中宮・東宮の奉幣が中心で、 梅宮祭の公祭化は仁明母・文徳祖母の橘嘉智子に因んだもので、 外戚である藤原氏のあり方を安定させる意図があったと推定している。 安遷都に伴って春日神を分霊、 的に遠い先皇陵より外祖父母墓を重視した別貢幣の相違は、 も軌一している。歴代天皇という政治的一系性に基づく荷前常幣、 内国平岡神四前、 内侍の参加、 内侍の奉仕、 一二年の初見以来、 族祭祀を公的奉幣の対象に組み入れていった。 、るものと考えられる。 条朝の寛和年間 立場を確立するため、 斉衡四年 公祭化は良房の支持によるものであろう。『日本文徳天皇実録』 岡田荘司氏はこれについて、 (八七二) 二月乙卯条には、 (八五七)に太政大臣に昇った良房は、 そのまま律令神祇官祭祀と平安期公祭の相違に重なる。 斎女の奉仕も認められ、 神饌の供進がみられるが、『儀式』に載せる大原野祭の次 良房には、 准 (九八五~九八六) には年中行事化されるに至った。 現天皇との血縁的親疎に基づき停廃を繰り返すが |春日大原野神|、 枚岡 春日祭のほか大原野祭・枚岡祭など、 天皇家と藤原氏との関係を天智・ (平岡) 新たな氏族祭祀の祭場として設定された 梅宮祭に準じて大原野祭を制すると 外戚橘氏の梅宮祭に準拠し、同じく 貞観七年一二月一七日甲子条に、「河 天安二年 祭は、 仁寿期の春日祭の構成を踏襲して 春冬二祭奉幣、 藤原・中臣氏の祖先神枚岡 (八五八) の十陵四墓制と 大原野神社は、 外戚としての藤原氏 永以為」例」 幣帛の供出 鎌足に準 長岡 多くの氏 と初 貞観 血縁 平 北

八八七〉に公祭化)、)創祀。 良房以降もこの方式に従って、 光孝の外祖母藤原数子が是公の孫に当たるため、 北家魚名流の吉田祭 南家の氏神祭祀 (藤原山蔭が春日社を勧請して創 率川 光孝朝 祭 〈八八四 藤 原是公

> がある。 子が、 永継〉 た。 野に準拠して公祭化) 祀。 から選定されることになっているが、 日に発遣される。 使 進められたとみられる。 政官の中心として活躍した弘仁~天長年間 原・中臣両氏の氏神として重要視され、年中恒例の鹿島祭使が派遣され より確認できる。平安京を遠く離れた常陸国に鎮座する鹿島神宮は、 後も宮道氏による山科祭 天安二年、 都比古神社の公祭。清和の外祖母源潔姫が、 文徳の即位により同母兄冬嗣が外祖父となったため、 b 原氏系だけでなく、 〈八九八〉、 は藤原氏の六位以下一名、 飛鳥戸部系の杜本祭 『続後紀』承和一二年 日本武尊・稚武王を祖と仰いで祭祀したことを濫觴とする。 飛鳥戸部系の氏族祭祀として公祭化) 条が山蔭の孫時姫を外祖母としたため、 かかる祭祀の政治的利用は、すでに嵯峨朝 醍醐の即位で列子が天皇の外祖母となったために加列) 潔姫の愛宕墓が別貢幣の対象となったことに伴う措置か)、その **「西宮記」** 良房の活躍した文徳・清和朝 などが遣使奉幣の対象となっている。 (河内国杜本神社の祭祀は良峯安世が担っていたが 『延喜式』 (山城国宇治郡山科神社の公祭。 (八四五) 七月丁卯条に初見、 『北山抄』 寮史生一名からなり、 内蔵寮 では、 同院も冬嗣が創設したものであ 当麻氏を母に持ったために加列 や当麻氏の当麻祭 / 鹿島香取祭条によれば、 永延元年 (八一〇~八三三)、 祭使藤原氏は勧学院の学生 仁寿三年、 二月上申の春日祭当 (八五〇~八七六) 〈九八七〉 (八〇九~八二三) 宮道弥益と女列 藤原冬嗣が太 (大和国当麻 母方 もちろん藤 などの 公祭化が より大原 昌泰元年 合宜 祭

二〇年 平安遷都の際に桓武の意志によって成立したものと考えられている。 下百官の守護、 両氏の関与がほとんどみられない。 武天皇の外戚であった大江氏・和氏の氏神祭祀に由来するが、 天皇・ 貴族が私的に信仰した神社の祭祀】 (八〇一) 五月一 朝廷の繁栄祈願 四日官符に官人の同祭闕怠がみえることから、 が願われており、 祝詞には 平野祭は、 「天皇治世の長久、 奉幣は皇太子によっ 『三代格』 公祭には 親王以 延暦 相

げている。 は、国民が天皇祭祀権のもとに包括・制御されるに至ったことを挙として、早良親王の祟りの鎮静化と桓武直系の皇位継承を意図したこと、岡田荘司氏は、桓武が平野社を皇太子の社に設定したと述べ、その意義でなされ、監祀官として勅使の近衛将監が参候することになっていた。

東遊・走馬を奉献する形式が成立するのである。 大神宝使や賀茂臨時祭を典型として、天皇の御願により殿上人を差遣、た神宝使や賀茂臨時祭を典型として、天皇の御願により殿上人を差遣、た神宝使や賀茂臨時祭を典型として、天皇の御願により殿上・内天皇個人の私的信仰が公的祭祀へ反映されるようになるのは、殿上・内天皇ををめぐる血縁の論理とは離れたところで、

生田 拡大したものとみられている。 見するなど親祭の色彩が濃く、 式化したものと考えられている。 宮に相当)に四分されている。 れる畿内諸社(春日・大和・大神・石上・率川・恩智・枚岡・住吉・大依羅 韓神・賀茂上下・稲荷・松尾・平野・大原野)、上卿差定で諸大夫が充てら によって階層づけられ、 派遣されている。制度としては宇多朝に確立、 吉・丹遅・杜本・気比・気多・日前・国懸の諸社へ、参議以下の勅使が 賀茂上下・松尾・平野・大原野・乙訓・大神・石上・春日・当麻・住 を奉献する、 (八五九) 七月一四日丁卯条に「遣ヒ-|使諸社 | 、奉+神宝幣帛+| とあり、 大神宝使は、 . 長田)、 御前定で殿上人が充てられる宇佐、 一代一度の勅使である。 蔵人所の雑色以下から選定される七道有力社 天皇の即位後、 例幣と同じく王・中臣・忌部を充てる伊勢を別 天皇が神宝・神馬、 儀式的には、 京畿・七道の諸社五 対象五三社は、 嚆矢は清和朝、 宮中・京辺七社 伊勢の遷宮神宝使発遣儀を 朱雀・村上が踏襲して定 使者の格と差定の方法 宇佐宮への幣帛を臨 三所に神宝・ [三実] (ほぼ諸国 (石清水・園 貞観元年 幣帛

皇御記』逸文によれば、自己の即位を賀茂神の託宣のゆえとする宇多が、賀茂臨時祭は、天皇個人による賀茂社への奉幣祭儀である。『宇多玉

泰二年 いう。 など、伝統的神社に新たな形態の祭祀を創始している。 ほかにも、 野臨時祭に受け継がれ、次代の神社行幸へと繋がってゆく。 備から饗宴までをすべて天皇自身が主宰する形式は、 走馬・東遊を奉献、 寛平元年 宇多はその後も臨時奉幣を継続したが、 (八九九) より一一月下酉の年中行事として恒例化した。 (八八九)一一月二一日己酉、その報賽のために内蔵寮幣帛 途絶していた大和国大神神社の大神祭を公祭として復興する あわせて天皇・朝廷の安泰を祈願したのが始まりと 醍醐もこれを踏襲し、 石清水臨時祭、 宇多はこの 祭の 平 準 昌

慶五年 置づけた。祭使が内裏/社頭を往復、 年中行事として恒例化、 行われている。とくに円融の石清水信仰は篤く、 冷泉や円融によって、 見 毎年奉献、 社会における仏教信仰の高まりとともに一○世紀半ば頃から注目を集 生会に由来する仏教的儀式で、創建当初から行われていたらしい。 大原野・松尾・北野)などがみられる。 〈一一二三~一一四一〉)、平野臨時祭の公祭化、 傾向のなかで、 円融 (『本朝世紀』 やはり親祭の様相が目立って認められる。 天延二年(九七四)には円融によって、幣帛・音楽・走馬一○列を ·一条朝 (九四二) 四月二七日、 公祭化するよう命令が出されている。 同日条、 石清水放生会・同臨時祭、 (九六九~九八四・九八六~一〇一一) にも、 大嘗会の無事終了について祈念・報賽する奉幣 自己の血統による皇位継承を祈願する祭儀と位 『西宮記』巻六裏書所引 朱雀による承平天慶の乱平定の報賽に初 奉献する歌舞を天皇が臨見するな 石清水放生会は、 祇園臨時祭(一説には崇徳朝 神社行幸の開始(石清水 [吏部王記] 一方、 臨時祭をも三月中午の 同社臨時祭は天 宇佐八幡の放 逸文)、 同じような 以降

神社行幸の恒例化や新たな神社の創設がみられるようになっていった。 このような天皇個人の私的信仰の表出は、院政期にはより明確化し、

地方神社秩序の再編成

3

神之品 は、 いう の位階 平定を願って諸神の神階加増が宣下、 がとくに進むのは承平天慶の乱以降で、 几 観九年、 従一位)で、続いて春日(嘉祥三年〈八五○〉、正一位)、大神(貞観元年〈八五九〉、 位に昇ったのは賀茂神(大同二年〈八〇七〉、正一位)や住吉神(大同元年、 年 連動しつつ展開した は国衙祭祀の基本台帳となるが、 で六〇〇〇余の神位記奉進が行われる。 符に語られるような、 を介した神階奉授の申請が急増し、『三代格』 正 定奉幣社の大半に正 た高市御県坐鴨事代主神、 祭祀制において重要な意味を持ったのは①である。 たのは、 心力を持つ新たな階層的秩序が編成されつつあった。 方、 -祇祭祀制度に先行する特定諸社への奉幣慣習が存続していたと考えられる) 般化してきたが、 一位)、 中央の神社秩序が内廷的に再構成される(しかしその底流には、 (六七二) 七月条、 多数を占める四位・五位 (『文実』同年四月甲戌条)。国家による公的立場の承認を求め、(⑫) 国司の独自的な祭祀権が保証されていった地方でも、 三位以上の神社の神主・禰宜・祝に把笏を許可したことにあると |以祠」とあるのが初見で、 (文位)、②一二等の勲位(武位)、③四品の品位があるが、平安 正 位) 前節までに述べた特定諸社への奉幣体制、 |、二三年間或叙,|三位以上| 」という情況が出現する。この傾向 平野(貞観六年、正一位)、松尾 などが加列されてゆく。 岡田荘司氏によれば、 一位や従一位が奉られている。このうち最も早く極 壬申の乱に際して大海人軍のために託宣・守護し 〈神階制〉にほかならない。神階には①正六位以上(四) 「如」今諸国神社其数巨多、 牟佐坐神、 (借位)、 うち天慶七年の 以降継続し、 天曆六年 村屋坐弥富都比売神に 正六位上の選定に国司の意向が この間に作成された国内神名帳 天慶三年 その増加は斉衡三年 地方神への奉授もこの頃には (貞観八年、正一位)、 貞観一○年六月二八日官 九五二 九世紀後半までには特 国司偏称 『筑後国神名帳』 (九四〇) 特定諸祭の公祭化と 『書紀』天武天皇元 その契機となっ 五月に至るま 霊験、 正月に乱の 中央への求 石上 登 (八五六) _ 進 三 から 国司 律令 請 **(**貞

> ていたのである。 つあった中央/地方の神祇秩序は、神階への欲求を梃子に繋ぎ止められ強く作用していたことが窺われる。班幣の行き詰まりにより分断されつ

軸に、 世 批判もあるが、 は地方主要社にも及び、 力 的様相を整えた仏教秩序 行幸と石清水臨時祭が恒例化し、二十一社奉幣制の確立などを通じ、 始や賀茂行幸を行った。一○世紀末には、石清水・賀茂・平野への神社 願した朝廷は、その報賽として神階奉授や封戸寄進、 る端緒に位置づけられている。乱を克服するために全国諸神へ護持を祈 近年、 的神祇秩序の基本的な枠組みが形成されてゆく。 (高位) かかる整理には、仏教への偏重、受領支配に関する事実誤認との 一一~一二世紀には一宮を頂点とする階層的秩序が形成されるに 承平天慶の乱は、 社に本地垂迹論を基底とした神仏習合が展開する。 大枠においては承認してよいものだろう。 国司神拝や惣社制を生み出す受領の任国支配を (顕密体制) 上島享氏によって、 とのさらなる融合も進み、 中世的神祇秩序の 同時期、 石清水臨時祭の やはり中 その影響 中央有 が成立す 中

おわりに―古代的神から中世的神へ―

うについて展望し、冗長な稿を閉じることにしたい。
行うことができなかった。最後に、制度の変移に対応した心性のありよ概観してきた。欠落や未熟な点ばかりが目立つうえ、平安期の祭祀制改概観してきた。欠落や未熟な点ばかりが目立つうえ、平安期の祭祀制改以上、奈良期とそれ以前に偏ってしまった感はあるが、古代日本にお以上、奈良期とそれ以前に偏ってしまった感はあるが、古代日本にお

れない。冒頭にも述べたように、古代日本の神祇は、あくまで自然環境ひとつは、神の擬人化(人格神化)が著しく進んだことといえるかも知奈良~平安の祭祀制が、神仏をめぐる心性にもたらした重要な変化の

を象徴する存在であった。祭祀や祭場の仮設性、曖昧さも、その点と無を象徴する存在であった。祭祀や祭場の仮設性、曖昧さも、その点と無を象徴する存在であった。祭祀や記しての神像の発現が、神仏習合の流れのであり、例えば仏像に対するものとしての神像の発現が、神仏習合の流れのであり、例えば仏像に対するものとしての神像の発現が、神仏習合の流れのであり、例えば仏像に対するものとしての神像の発現が、神仏習合の流れのであり、例えば仏像に対するものとしての神像の発現が、神仏習合の流れのであり、例えば仏像に対するものとしての神像の発現が、神仏習合の流れのであり、例えば仏像に対するものとしての神像の発現が、神仏習合の流れのであり、本系帳や氏文の情楽しいと思いた。 と無を象徴する存在であった。祭祀や祭場の仮設性、曖昧さも、その点と無を象徴する存在であった。祭祀や祭場の仮設性、曖昧さも、その点と無を象徴する存在であった。祭祀や祭場の仮設性、曖昧さも、その点と無を象徴する存在であった。祭祀や祭場の仮設性、曖昧さも、その点と無

同様、 やがて神祇の神聖性を仏教的に説明する習合の論理として機能するに至 鎮静化を通じ自然のあり方を体現する祟り神の様相を受け継ぎながら、 結びつきをさらに強めてゆく。平安京で流行した御霊神は、災害の惹起 おいて確立したと考えることができよう。 く人々の精神を束縛する。中世的宗教秩序を構成する神の姿は、ここに 結びつつも自然の表象機能を失わず、荒ぶる災禍も救済の方便として強 済〉と解釈しうる基盤が形成されたことだろう。人間に近いイメージを なり、また天皇を恐怖させ政治にも大きな影響を及ぼしてきた) 祟りをも、 る。その転換には、 を示している。一一~一二世紀に展開する本地垂迹説は、当初は中国と 非業の死を遂げた人物の実存を核とする、列島的神観念の根本的な変質 方 釈迦の現世への出現を説明する仏身論として使用されていたが(⑤) 重要な点は、 祈雨・止雨祭祀や祈年穀奉幣儀の拡大は、 災禍として現れる(古来その鎮静化が重要なテーマと 現実と真理の相即を唱える本覚論の影響がみてとれ 神社と自然環境との

註

- (1) 古墳時代以前に神社の祖型を認めるか否かをめぐって、考古学・建築史学・文(1) 古墳時代以前に神社の祖型を認めるか否かをめぐって、考古学・建築史学・文
- 二〇〇五年)にまとめられている。近年の成果は、橿原考古学研究所附属博物館編『水の祭祀と考古学』(学生社
- 刊考古学』九六、二〇〇六年)などを参照。 ズ六『考古学と信仰』同刊行会、一九九四年)、若狭徹「水利開発と水の祭祀」(『季穂積裕昌「古墳時代の湧水点祭祀について」(森浩一編、同志社大学考古学シリー
- **広巳和弘『聖なる水の祀りと古代王権・天白磐座遺跡』(新泉社、二○○六年)**
- 辰巳和弘『地域王権の古代学』(白水社、一九九四年

5

4

3

2

- (6) 兼康保明「山岳信仰の底流」(『季刊考古学』六三、一九九八年)
- 年)。(7) 亀井『建鉾山―福島県表郷村古代祭祀遺跡の研究―』(吉川弘文館、一九六六
- (9) 岡田精司「日奉部と神祇官先行官司」(同『古代王権の祭祀と神話』塙書房、祀と滑石製品」(『季刊考古学』九六、二〇〇六年)などを参照。(8) 大岡由記子「畿内の石製模造品製作と祭祀」・廣瀬時習「畿内における集落祭
- (10) テクストには、群書類従を用いた。なお以下、史料の出典についてとくに注記一九七〇年、初出一九六三年)。 一九七〇年、初出一九六三年)。
- 書房、一九六八年)。(⑴) 上田正昭「祭官の成立―中臣と日祀と日置と―」(同『日本古代国家論究』塙(立い場合は、新訂増補国史大系をテクストにしている。
- 弘文館、一九九六年、初出一九五九年)。(3) 関晃「大化前後の大夫について」(関晃著作集二『大化改新の研究』下、吉川
- 立を中心に」(『神道宗教』一六七、一九九七年)など。 古川淳一「班幣祭祀の成立」(『歴史』七四、一九九〇年)、藤森馨「神祇官の成
- 太田亮編『姓氏家系大辞典』三(同刊行会、一九三六年)。
- 本居宣長撰/倉野憲司校訂『古事記伝』三(岩波文庫、一九四四年)。
- 伝 注釈と研究』(吉川弘文館、一九九九年)を用いた。 ・ テクストには、沖森卓也・佐藤信・矢嶋泉『藤氏家伝 鎌足・貞慧・武智麻呂

- 18 四一、一九八四年)、中村註(12)論文など。 代王権と宗教的部民』柏書房、一九八〇年)、羽床正明「卜部と中臣氏につ いての一試論―特に考古学上の成果を中心にして―」(『東アジアの古代文化』 承』塙書房、一九八二年、初出一九七一年)、井上辰雄「卜部の研究」(同『古 上田註(11)論文、横田健一「中臣氏と卜部」(同『日本古代神話と氏族伝
- 19 **├―歴史の地層に秘められたうらないの技をほりおこす─』臨川書店、二○○六** 拙稿「中国六朝の『亀経』と神祇官卜部の亀卜法」(東アジア怪異学会編『亀
- 20 笹生衛「考古資料から見た古代の亀ト・ト甲とト部」(東アジア怪異学会編註
- 21 史』続群書類従完成会、一九九三年)。 藤森馨「古代の大中臣祭主家」(藤波家文書研究会編『大中臣祭主藤波家の歴
- 古代史の会編『王権と信仰の古代史』吉川弘文館、二〇〇五年)。 拙稿「祟・病・仏神―『日本書紀』崇仏論争と『法苑珠林』―」(あたらしい
- 中心として―」(『高知医科大学一般教養紀要』八、一九九二年)などを参照 葛城氏』白水社、一九九六年)、阿部眞司「忌部氏の職能と神話―践祚大嘗祭を ジアの古代文化』九五、一九九八年)・「蘇我氏と神祇祭祀」(同『蘇我氏の実像と 一九八○年)、平林章仁「蘇我氏と忌部氏―蘇我氏は反神祇だったか―」(『東ア 九六八年)、井上辰雄「忌部の研究」(同『古代王権と宗教的部民』柏書房: 忌部氏については、上田正昭「忌部の職能」(同『日本古代国家論究』塙書房、
- 24 テクストには、岩波文庫を用いた。
- <u>25</u> 祀と国家の歴史学』 塙書房、二〇〇一年)。 平林註 (2) 論文、菊地照夫 「出雲国忌部神戸をめぐる諸問題」 (岡田精司編 「祭
- 26 100二年)。 篠原祐一「『古語拾遺』にみる斎部古伝の成立について」(『神道宗教』一八八、
- 九六、二〇〇六年)参照 ていた可能性については、 平林註(23)論文。曽我玉造工房への石材供給に忌部のネットワークが作用し 山岡邦章「滑石産出地と忌部の展開」(『季刊考古学』
- 阿部註 (23) 論文。
- 29 —」(『出雲古代史研究』七·八、一九九八年)。 菊地「ヤマト王権の宗教的世界観と出雲―紀伊と出雲の共通性を手がかりに
- 30 五三、二〇〇四年 拙稿「大殿祭にみる忌部の宗教的実践―木鎮め祭儀と屋船命―」(『日本文学
- テクストには、日本古典文学大系を用いた。
- 31 一○○七年、初出一九九四年)、米井輝圭「古代日本の『祟りのシステム』―律 大江篤「『崇』現象と神祇官の亀卜」(同『日本古代の神と霊』臨川書店、

- 令国家の「祟り」の用例─」(『東京大学宗教学年報』 一○、一九九三年)など。
- 33 籍と史料、国書刊行会、一九九三年、初出一九五七年)。 田中卓「新たに世に出た『宝亀三年太政官符』」(『田中卓著作集』一〇/古典
- 拙稿 「災害と環境」 (北原糸子編 『日本災害史』 吉川弘文館、二〇〇六年) 参照
- 白川静著作集四 『甲骨文と殷史』(平凡社、二〇〇〇年、初刊一九七二年)。
- <u>36</u> 35 白川註(35)書。

34

テクストには、新釈漢文大系を用いた。

37

- 一九八七年) · 「再論殷商王朝甲骨占卜制度」(『中国歴史博物館館刊』二〇〇〇-九九九年)など。 期、二〇〇〇年)、王宇信·楊升南主編『甲骨学一百年』(社会科学文献出版社、 宋鎮豪「殷代習卜和有関占卜制度的研究」(『中国史研究』一九八七-四期
- 二〇〇三年)参照 高木智見「古代中国の儀礼における三の象徴性」(『東洋史研究』六二―三、

39

- 40 記年報』四二、二〇〇〇年)などを参照 クール出版部、二〇〇五年)、木下文理「『新撰亀相記』の構成について」(『古事 撰亀相記の基礎的研究―古事記に依拠した最古の亀卜書―』(日本エディタース テクストには、神道大系を用いた。なお同書の構成については、工藤浩
- 41 を用いた。 テクストには、興膳宏・川合康三編『隋書経籍志詳攷』(汲古書院、一九九五年
- $\widehat{42}$ 一九七三年)を用いた。 テクストには、広池千九郎訓点・内田智雄補訂 『大唐六典』 (広池学園事業部
- $\widehat{43}$ 張文才·王隴訳註 『太白陰経全解』(岳麓書社、二〇〇四年)、五六五~五六六頁
- <u>44</u> テクストには、新編漢文選を用いた。
- 以上本節の記述については、拙稿註(19)論文を参照

<u>45</u>

- 斎藤英喜『アマテラスの深みへ』(新曜社、一九九四年)など。
- 47勢湾と古代の東海、名著出版、一九九六年)などを参照 往来社、一九九三年)・「伊勢神宮成立論」(梅村喬編『古代王権と交流』四/伊 いつか」(白石太一郎・吉村武彦編『新視点日本の歴史』二/古代編Ⅰ、新人物 郎編『新版古代の日本』七/中部、角川書店、一九九三年)・「伊勢神宮の成立は 研究史としては、西宮秀紀「伊勢神宮の成立をめぐって」(小林達雄・原秀三
- 王権」(同『古代祭祀の史的研究』塙書房、一九九二年、 祀と神話』塙書房、一九七○年、初出一九六○年)・b「伊勢神宮の成立と古代 岡田精司 a 「伊勢神宮の起源―外宮と度会氏を中心に―」 (同『古代王権の祭 初出一九八二年)。
- 直木孝次郎『伊勢神宮』(三一書房、一九六〇年)
- ―神宮の称号をめぐって―」(同『日本古代氏族と王権の研究』法政大学出版局、 新羅の〈神宮〉創建を重視する前川明久「伊勢神宮と朝鮮古代諸国家の祭祀制

- 法政大学出版局、一九八六年)。(51) 前川明久「大和政権の東国経営と伊勢神宮」(同『日本古代氏族と王権の研究』一九八六年、初出一九六六年) は、五世紀末~六世紀初とする。
- (52) 田村圓澄 『伊勢神宮の成立』 (吉川弘文館、一九九六年)。
- 一九八六年)など。
 「古代の宮都と伊勢神宮」(同『日本古代氏族と王権の研究』法政大学出版局、久「古代の宮都と伊勢神宮」(同『日本古代氏族と王権の研究』法政大学出版局、と天皇』塙書房、一九六四年、初出一九五一年)、岡田註(48)
 (48)
 など。
 一九四八年)、直木孝次郎「天照大神と伊勢神宮の起源」(同『日本古代の氏族の上述の上述の本語について」(同『日本古代史研究』大八洲出版、
- 岡田註(48) a·b論文。
- 研究』塙書房、一九八一年、初出一九七六年)。 一九九六年、初出一九七八年)、押部佳周「近江令の成立」(同『日本律令成立の(55) 東野治之「大化以前の官制と律令中央官制」(同『長屋王家木簡の研究』塙書房、
- 泉書院、一九九一年、初出一九八八年)。(56) 荊木美行「孝徳朝の官制をめぐる二、三の問題」(同『初期律令官制の研究』和
- 点」(同『律令外古代法の研究』慶應通信、一九九○年)を参照。(57) 以下、律令をめぐる研究史については、長谷山彰「律令法典編纂の推移と問題
- (S) 梅田義彦「近江令とその神祇制度」(同『神祇制度史の基礎的研究』吉川弘文館、(S) 梅田義彦「近江令とその神祇制度」(同『中本古代の王権と祭祀』岩波書店、一九八四年)、熊谷保孝「天武・持統両天皇朝の神祇」(同『日本神道史研究』八、講談社、西田長男「『神社』という語の起源そのほか」(同『中社と祭祀』至文堂、一九六五年)、一九六四年)、西山徳「神祇官の設置」(同『神祇制度史の基礎的研究』吉川弘文館、(S)
- (6) 西宮註(59)論文。
- (61) 中村註(59)書。
- (62) 岡田註 (48) a論文。
- (3) 田中卓「神宮における式年遷宮の起源」(同『神宮の創祀と発展』神宮司庁教 「田中卓」神宮における式年遷宮の起源」(同『神宮式年遷宮の歴史と祭儀』(大明堂、一九九三年)、中西正幸『神宮式年遷宮 「神宮式年遷宮制の創始」(『神 「神宮の創祀と発展』神宮司庁教
- (4) 拙稿註(30)論文。

- 二〇〇一年)。 『歴博フォーラム 高きを求めた昔の日本人―巨大建造物をさぐる―』山川出版社、同成社、一九八八年)、上原真人「発掘された巨大建物」(国立歴史民俗博物館編(65) 浅川滋男「『神殿論』に対するコメント」(同編『先史日本の住居とその周辺』
- 宮本長二郎「神宮本殿形式の成立」(『瑞垣』一八三、一九九九年)。
- あったか―」(『考古学研究』四六―二、一九九九年)。の誕生』新人物往来社、一九九八年)・「神社建築の源流―古代日本に神殿建築は岡田精司「大型建物遺構と神社の起源」(広瀬和雄編『日本古代史 都市と神殿
- 浅川註 (65) 論文。
- 桜井敏雄「神殿成立以前の原初的空間形態」(『神道文化』三、一九九一年)。
- 大関邦男「官社制の再検討」(『歴史学研究』七〇二、一九九七年)。

71

- b「『官社』小考」(『日本宗教文化史研究』八─二、二○○四年)。 築試論─古代王権と祭祀─』中央公論美術出版、二○○一年、初出一九九九年)・丸山茂 a 「神社建築の形成過程における官社制の意義について」(同『神社建
- 二○○四年)。 二○○四年)。 第科集『開発と神仏とのかかわり』帝京大学山梨文化財研究所、の社会と環境)資料集『開発と神仏とのかかわり』帝京大学山梨文化財研究所、徐原祐一「考古学からの神社認定のプロセス」(古代考古学フォーラム〈古代
- 1) 西宮註(59)論文。
- 志」(『季刊日本思想史』四四、一九九四年)などを参照。 研究年報』三四、一九九〇年)、三橋健「日本の神祇令と中国の祠令・朝鮮の祭祀(75) 井上註(58)論文。ほかに、柴田博子「神祇令の成立」(『奈良女子大学文学部
- 大学青梅校日本文化学部共同研究論集』九/理想と現実、二〇〇六年)。(7) 三橋「律令国家の祭祀―その理想と現実―」(明星大学日本文化学部編

『明星

76

柴田註 (75) 論文。

) 柴田註(75)論文。

78

井上註(58)論文。

- 桃崎祐輔「古墳に伴う牛馬供犠の検討」(『古文化談叢』三一、一九九三年)、松

保和士『動物と人間の考古学』(真陽社、一九九九年)など。 六一、一九九五年)・日本の美術四二三『環境考古学』(至文堂、二〇〇〇年)、久 井章「古代・中世の村落における動物祭祀」(『国立歴史民俗博物館研究報告』

- 平林註(80)論文。
- 83 三橋註(75)論文。
- 85 84 大関註(70)論文。 有富註(73)論文。
- 丸山註(71) b論文。
- 苑』三〇、一九八五年)などを参照。 巳波利江子「八・九世紀の神社行政―官社制度と神階を中心として―」(『寧楽史 年)・「国司と神社行政」(黛弘道編『古代王権と祭儀』吉川弘文館、一九九〇年)、 特質」(林陸朗先生還暦記念会編『日本古代の政治と制度』続群書類従完成会、 九八五年)・「古代における祭祀統制とその変質」(『歴史学研究』五七三、一九八七 山本註(73)論文。ほかに官社については、川原秀夫「律令官社制の成立過程と

98

- 88 三、一九九四年)。 小倉慈司「八・九世紀における地方神社行政の展開」(『史学雑誌』一〇三―
- 大関註(70)論文。
- と「神道」」(同『日本の神社と「神道」』校倉書房、二〇〇六年、初出二〇〇一年 初出一九九四年)、井上寛司「日本の「神社」と「神道」の成立」・「日本の「神社 一○○五年)など。 黒田龍二「神のやしろの曙」(同『中世寺社信仰の場』思文閣出版、一九九九年、
- 91 の普遍と特殊―』ペりかん社、一九九七年)参照。近年の詳細な検討には、吉田 一彦『古代仏教史をよみなおす』(吉川弘文館、二〇〇六年)、拙稿註(22)論文 八重樫直比古「『日本書紀』崇峻即位前紀覚書」(玉懸博之編『日本思想史―そ
- と宗教』吉川弘文館、一九六一年、初出一九四二~一九四三年)・「道慈」(同 初刊一九五〇年)、井上薫「日本書紀仏教伝来記載考」(同『日本古代の政治 書。初出一九四六年)、吉田一彦a「日本書紀と道慈」(『東アジアの古代文化』 一〇六、二〇〇一年)・b「道慈の文章」(大山誠一編『聖徳太子の真実』平凡社 100三年)。 津田左右吉『津田左右吉全集』二/『日本古典の研究』下(岩波書店、一九六三年)
- 吉田註 (92) a · b 論文。
- (9) 諸説あって定まらない。山内洋一郎「法苑珠林と諸経要集」(『金沢文庫研究 二〇-九、一九七四年)は龍朔末年(六六三)、川口義照「経録研究よりみた法苑 は麟徳元年(六六四)、小南一郎「解説」(同訳、大乗仏典中国・日本篇三『法苑 珠林―とくに撰述年時について―」(『印度学仏教学研究』二三―一、一九七四年)

- 学院紀要』文学研究科 三七、二〇〇〇年)は同三年/乾封元年(六六五)とする。 珠林』中央公論社、一九九三年)・富田雅史「『法苑珠林』と道宣」(『東洋大学大 最終稿の完成が総章元年(六六八)であることには異論がない。
- 学研究会年報』一一、一九七七年)・「『法苑珠林』にみられる逸存・別存経について_ (『南都仏教』三七、一九七五年)などを参照 川口義照「仏教類書中に引用された逸存経典の一考察」(『駒沢大学大学院仏教
- 拙稿註(22)論文で詳しく論じた。
- 仏教四『神々と奈良仏教』雄山閣出版、一九九五年)、伊藤聡「神仏習合の研究史 一九八四年。初出一九八○)、曾根正人「研究史の回顧と展望」(同編、論集奈良 (『国文学解釈と鑑賞』六三―三、一九九八年)などが有益である。 研究史の整理として、山折哲雄「古代における神と仏」(同『神から翁へ』青土社
- として―」(根本誠二編『奈良仏教の地方的展開』岩田書院、二〇〇二年、 拙稿「東晋期中国江南における〈神仏習合〉言説の成立―日中事例比較の前提 (梅村喬編『古代王権と交流』四/伊勢湾と古代の東海、名著出版、一九九六年)、 1001年)。 吉田一彦「多度神宮寺と神仏習合―中国の神仏習合思想の受容をめぐって―
- テクストには、『大正新修大蔵経』巻五○を用いた

99

- 100 『幽明録』に異伝がある(『太平御覧』巻六八八)。
- 『録異伝』に異伝がある(『御覧』巻四七二)。
- 102 101 期の仏教、東京大学出版会、一九八三年)など参照 鎌田茂雄「廬山慧遠―中国初期仏教史の転回点―」(同 想」(同『六朝仏教思想の研究』創文社、一九九三年、初出一九七五・一九七七年)、 来』(せりか書房、一九九五年、原著一九五九年)、小林正美「廬山慧遠の仏教思 リク・チュルヒャー/田中純男・成瀬良徳・渡会顕・田中文雄訳 『仏教の中国伝 びそれ以降の廬山」(同『六朝史研究』宗教篇、平楽寺書店、一九六四年)、エー 木村英一編『慧遠研究』研究篇(創文社、一九六二年)、宮川尚志「晋代およ 『中国仏教史』二/受容
- 安藤俊雄「廬山慧遠の禅思想」(木村編註(102)書)。
- 想--』平楽寺書店、一九八五年) 中嶋隆蔵「慧遠の生活とその仏教理解」(同『六朝思想の研究―士大夫と仏教思 梶山雄一「慧遠の報応説と神不滅論」(木村編註(10)書)、小林註(10)論文:
- テクストは、佐伯有清『伝教大師伝の研究』(吉川弘文館、一九九二年)を用いた。
- 高取正男『神道の成立』(平凡社、 一九七九年)。

107 106 105

- 九八〇年)。 河音能平「王土思想と神仏習合」(岩波講座『日本歴史』四/古代四、岩波書店
- 七、一九九二年)。 義江彰夫「日本における神仏習合形成の社会史的考察」(『中国―社会と文化

- 109 因果」(長尾雅人他編『岩波講座東洋思想』一四/中国宗教思想二、岩波書店、 九九〇年)、末木文美士「因果応報」(同『仏教―言葉の思想史―』岩波書店: 九九六年。初出一九九四年) 高橋稔『中国説話文学の誕生』(東方選書、一九八八年)、蜂屋邦夫「自然と
- 110 寺川真知夫「神身離脱を願う神の伝承―外来伝承を視野に入れて―」(『仏教文 一八、一九九四年)
- 111 内の事例から―」『帝京大学山梨文化財研究所』七、一九九六年など)。 の一要因として考慮すべきかも知れない(平野修「古代仏教と土地開発―山梨県 しく整理されている。なお、同時期に展開していた東国における丘陵開発も、そ 神火事件については、小池栄一「神火についての一考察」(林陸朗・鈴木靖民 『日本古代の国家と祭儀』雄山閣出版、一九九六年)に関係史料と研究史が詳
- 112 一九九四年)所収の諸論考に負うところが大きい。 以下の記述については、岡田荘司『平安時代の国家と祭祀』(続群書類従完成会、
- 113 国書刊行会、一九八六年)。 並木和子「平安時代の祈雨奉幣」(二十二社研究会編『平安時代の神社と祭祀』
- 114 史料の発見』同会、一九九七年) 祀的連環をめぐって―」(平田耿二教授還暦記念論文集刊行会編『歴史における 拙稿「松尾大社における大山咋神奉祀の原初形態―松尾・賀茂・日吉三社の祭
- 115 歴史学』塙書房、二〇〇一年)などを参照。 一九九七年)、三宅和朗「平安期の春日祭について」(岡田精司編『祭祀と国家の 土橋誠「氏神祭祀と『春日祭』」(岡田精司編『古代祭祀の歴史と文学』塙書房、
- 117 116 テクストには、神道大系を用いた。
- 九四三年)。 福山「春日神社の創立と社殿配置」(同『日本建築史の研究』桑名文星堂、
- 北「律令国家陵墓制度の基礎的研究」(『史林』七九―四、一九九六年)。

119 118

- 所紀要』一八、二〇〇二年)を参照 三橋正「古代から中世への神祇信仰の展開」(同『平安時代の信仰と宗教儀礼 藤森馨「神宝使考―平安時代に於ける朝廷の遷宮観―」(『皇學館大学神道研究
- 121 120 のほか、岡田荘司編『古代諸国神社神階制の研究』(岩田書院、二〇〇二年)の 統群書類従完成会、二〇〇〇年)。 神階については、川原秀夫「神階社考」(『古代文化』四九一二、一九九七年)
- 岡田「古代の神社と神階」(同編註(12)書)

整理・所収論考を参照。

- 123 122 年)・「中世宗教秩序の形成と神仏習合」(『国史学』一八二、二○○四年)など。 上島「中世宗教支配秩序の形成」(『新しい歴史学のために』 二四二・二四三、二〇〇一
- 124 井上寛司「古代・中世の神社と「神道」」(同『日本の神社と「神道」』校倉書房、

- 二〇〇六年。初出も同年)。
- 125 本地垂迹説の成立過程―」(速水侑編『日本社会における仏と神』吉川弘文館 ―」(『仏教史学研究』四七−二、二○○五年)、同「垂迹思想の受容と展開− 二〇〇六年)を参照。 吉田一彦「日本における神仏習合思想の受容と展開―神仏習合外来説(序説)
- [付記]本稿は、共同研究「神仏信仰の通史的研究」にて、「考古学・神道史・古代中 共通のプラットホームを作りたいので、古代における神仏信仰の通史を描いてほ ずに発表することにした。関係各位には謹んでお詫び申し上げる。 トする余裕はなく、不充分な原稿であるのは承知のうえで、ほとんど増補を行わ しまった。その間多くの関連する論考が公刊されたが、それらを消化してリライ ものである。脱稿・提出は二○○七年五月で、それから初校まで一年半が過ぎて しい」との依頼を受け、任に堪えないことを自覚しつつも執筆することになった

(二〇〇八年六月一七日受理、二〇〇八年七月二九日審査終了) (上智大学文学部、国立歴史民俗博物館共同研究員

Shinto and Buddhism in Ancient Japan

Hojo Katsutaka

The beginnings of Shinto shrines in ancient Japan have been found in many areas of the Japanese archipelago dating from around the late Kofun period. Religious relics directly connected to later shrines were found at remote locations on the fringe of the world, at high elevations or great depths, such as subterranean locations, deep in the mountains or far out to sea. Rituals performed at water sources that watered farmland later became local tutelaries or *ubusuna* shrines. It may be said that the universalization of ritual artifacts that appeared in these rituals from the latter half of the 5th century to the beginning of the 6th century reflects the establishment of some kind of institution within the Yamato court related to the worship of *kami*. Viewed in terms of the history of documents, this constitutes the formation of official regulations in the Kinmei era, but whether or not it signified the establishment of an "official system," we can be certain that religious clans such as the Nakatomi and Inbe were formed and that integrated rituals linking the political center with the regions and a mythological view of the world were envisioned. At this time, religious concepts from China and Korea, augurs and ritual methods were brought into Japan, and it is worth noting that these had a huge impact on the establishment of Shinto beliefs in the Japanese archipelago.

In the Tenmu and Jito eras, the period when the *ritsuryo* state was formed, *ritsuryo* rituals, typified by offerings and prayers for a bountiful harvest and the Jingikan (Ministry of Shinto), which administered such rituals, were established accompanying the compilation of the "Asuka Kiyomihararyo." At this time, "shrines" were selected mainly from those at sites of rituals in each region that had close ties with imperial authority and as spaces that had been solemnized in order to receive official offerings (*heihaku*) were built as official state shrines. Accordingly, shrines necessarily came to possess a dual structure of rituals that were associated with imperial power and their locality. The "Taiho Jingiryo" (regulations concerning kami in the Taiho Code), which served as the blueprint for the former, established rituals that were distinct from the "Ciling" of Tang China and official rituals of Silla, and this "purified ideology" was at the very least far removed from the latter. Changes to *ritsuryo* rituals in the Heian period, the decline of some official state shrines and the growth of a variety of religious sites that are believed to have existed prior to the *ritsuryo* system, in large part originated from the dilemma presented by this dual structure. Although it had been hoped that the granting of ranks to *kami* and the granting of *myojin taisha* status or other status to shrines, which became widespread in the middle of the Nara period, would resolve the contradictions on both sides, these measures proved insufficient to fill this gulf. As a result of the propagation

of state-sanctioned Buddhism in the Shomu era, Buddhism emerged as a new method of worship and gave rise to the first period of the syncretization of Shinto and Buddhism in which the power of Buddha revitalized Shinto *kami*. Although according to the "Honji-suigaku" theory of Shinto-Buddhist syncretism this became even stronger, we cannot ignore that this correlativity with Buddhism as seen in the adoption of *shaden* (shrine halls) and images and statues of kami brought about a clarification of Shinto beliefs.

By the Heian period, offerings and prayers for a bountiful harvest, which illustrate the essence of *ritsuryo* rituals, disappeared and the control of worship at each shrine had been transferred from state officials to provincial officials. This practice which brought about the start of provincial offerings, gained pace as the authority of provincial officials burgeoned accompanying the formation of the imperial state, and eventually led to the establishment of *soja* and *ichinomiya* shrines. Meanwhile, some shrines in Kinai that had received large offerings prior to the *ritsuryo* and shrines in the Heian capital and its outlying areas emerged as the 16 and 22 shrines where prayers were offered for rain, fine weather and a bountiful harvest, while others established their own rituals. By clearly reflecting the relationship between the state and imperial authority and the beliefs of the imperial family and prominent nobles in the Heian period, this framework, which included shrines not listed in the "Jinmyocho" (Register of *Kami*), partly transcended the existing system of state shrines. From this point on, shrine rituals diverged into imperial court rituals and separate rituals for each province, thus leading to medieval Shinto beliefs.